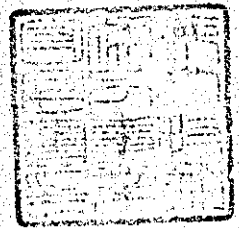


東南アジア

経済協力関係法令集

インドネシア

45



1960

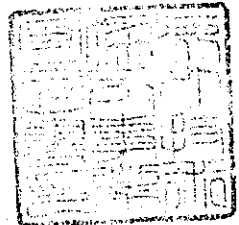
アジア協会



JICA LIBRARY



1049568[7]



東南アジア

経済協力関係法令集

インドネシア

1960

アジア協会

国際協力事業団 国際協力事業団	
受入	108
月日 '84.5.25	49.1
登録No. 07900	AS

は し が き

東南アジア諸国をはじめ低開発地域の国々は、戦後政治的独立を獲得するとともに、経済的自主達成をめざして長期経済開発計画を樹立し、これを推進せしめているが、民族資本及び技術等の欠乏のため、その実現には外国資本の参加、それも自国の政治的・経済的自主性を確保し、自国経済の近代化に寄与し得る外国資本の参加を要望している。

わが国の東南アジア等諸国に対する経済協力が強調されている折柄、このたびアジア協会において、これ等諸国の外資導入関係法、企業関係法、外国為替管理法、出入国管理法及び憲法上の経済条項等々、経済協力に関する重要関係法令をとりまとめて刊行することとした。経済界はもとより、広く海外経済協力を推進せられんとする向きの参考に供することを得るならば幸甚である。

なお、この編集作業は短日月に取りまとめた関係上、内容につき不備を免れぬと思うが大方の御叱正を乞うとともに、更にこれら新興諸国の法令が日を追うて改定され、体系化されつつある現状に鑑み、今後ともアップ・トゥ・デイトな資料の蒐集に基づき、一層内容の充実された法令集の刊行が望まれる次第である。

この機会に貴重な資料の提供及び法令の翻訳並びに監修に御協力下さった方々に謝意を表するものである。

昭和 35 年 3 月

社団法人 アジア協会

会長 小 林 中

推 奨 の こ と ば

低開発国の経済的發展が、世界の安定的平和増進のために極めて重要であることが認識され、各国ともアジア、アフリカ等低開地域に対する経済協力的ないし技術援助をますます活発化し、最近にはこのために国際的協調による努力がなされるに至っている。また低開発国側においては、その政治、経済上の自立と向上を目指して、先進諸国の資本・技術の受入とその効率的活用のため真摯な努力が続けられている。

わが国はその地理的歴史的事情から、アジアの各国の立場をよりよく理解し得る關係にあり、能う限りその發展に協力せんとしている。

この目的を達するためには、關係国の経済、社会、行政、文化等各般の事情が、つねに詳細かつ的確に把握されていることが必要であるが、従来かかる調査がとかく不十分のうらみがあった。

社団法人アジア協会は、アジアその他の地域各国との経済技術協力の実施に著しい貢献をしているが、今般アジア諸国における外資、企業、輸出入、外国為替、課税、出入国等、経済協力に直接關係ある法令の蒐集刊行を企画実施されたことは、まことに時宜を得たものであって、關係業界その他各方面を裨益するところ蓋し多大なるものがある。

ここにこれを喜び、広く江湖に推せんする。

昭和 35 年 3 月

外務大臣 藤 山 愛 一 郎

目 次

	頁数
第 1 章 総 論	1
第 1 節 面積及び人口	1
第 2 節 政 治	2
第 3 節 財政及び経済	6
第 4 節 経済開発計画	7
第 5 節 日本との関係	8
第 2 章 インドネシア憲法における国家経済の根本原則に関する規定	17
第 3 章 外資導入関係法	21
第 1 節 外国資本投下に関する法律	21
第 2 節 インドネシア共和国の領域内にあるオランダ人の所有する企 業の国有化に関する法律	27
第 3 節 企業の規制に関する政令 1957 年第 1 号	29
第 4 節 工業大臣及び商務大臣の協同決定書	32
第 5 節 外国人の経済活動に対する禁止及び制限措置の強化	34
第 6 節 地方における外国人小売商業の禁止に関する大統領令 第10 号	36
第 4 章 外国為替管理法	40
第 5 章 企業関係法	45
第 1 節 会 社 法	45
第 2 節 外国人税に関する緊急法律	49
第 3 節 会社税法	50
第 4 節 土 地 法	52

第 6 章 出入国関係法	54
第 1 節 入国条令	55
第 2 節 1957 年インドネシア共和国査証事務処理規程	62
第 3 節 外国人に対する取締法	72
第 4 節 外国人登録令	73
第 5 節 外国人登録方法に関する規定	75
第 6 節 外国人の定住に関する緊急法律	76
第 7 章 インドネシア政府の新通貨措置	79
インドネシア語原文	85

第 1 章 総 論

第 1 節 面積及び人口

インドネシアは、東経 95~163 度 (西イリアンを含む)、北緯 6 度~南緯 11 度に位置し、大スダン列島 (ジャワ、スマトラ、インドネシア領ボルネオ)、小スダン列島 (バリ、ロンボック、フロレス、チモール)、モルッカ群島、その他大小 3,000 余の島からなり、東西 5,000 キロ、南北 2,000 キロの幅をもつ一大群島で、総面積 190 万平方キロメートル (日本の 5.5 倍) である。

地勢は、アジア大陸の安定地域の延長スダン海棚に属するボルネオと、オーストラリア大陸の安定地域の延長サフル海棚に属するニューギニアを除けば、すべて不安定地帯である火山系に属し、火山脈は、スマトラ島の北端から西海岸に沿って南下してジャワ島にのび、ジャワの中央を縦走して小スダン島に至り、北上してテルナテ、ハルマヘラ火山を形成し、さらに西に折れてセレベス、ミナハサ諸島を経てフィリピンに達している。山脈はいずれも各島の外側を走り、その麓を河川が内海に向かって流れているので、平野と称されるものは島の内側にあるほか、各諸島は、多くの海峡と水道で隔離されている。

主要な島の面積は、次の通りである。

ジャワ——132,174.1 平方キロメートル (九州・北海道を併せた面積)

カリマンタン (インドネシア領ボルネオ)——538,838 平方キロメートル (日本の 1.5 倍)

スマトラ——332,527.4 平方キロメートル (本州・九州・北海道を併せた面積)

第1章 総論

スラウェシ (セレベス) — 189, 535. 8 平方キロメートル (本州より稍々小さい)

西イリアン (西ニューギニア) — 267, 968 平方キロメートル (本州・九州を併せた面積) である。

また、人口は、正確なところは不明であるが、最近の政府の推定では約 8, 800 万人と称せられ (世界第6位)、その分布状況は、ジャワ—5, 500 万人 (1 平方キロメートル当り 416 人、以下同じ) で、総人口の 62 パーセントを占め、スマトラ—1, 300 万人 (39 人)、カリマンタン—400 万人 (7 人)、スラウエシ—750 万人 (39 人)、その他—850 万人 (11 人) で、人口密度は、最高は、ジャワが 1 平方キロメートル当り 416 人、最低はカリマンタンの 7 人、平均 46 人のように、非常に偏在しており、ジャワの人口密度は世界でも最も高いものとなっているのに反し、未開発資源の豊富な他の諸島は極めて稀薄である。そこで、政府は、これらの諸島の開発のため、10 年計画で約 100 万人の人口をジャワからこれらの諸島へ移住せしめる計画を進めている。

第2節 政治

インドネシアは単一制の民主主義立憲共和国である。1945 年 8 月 17 日独立を宣言したが、第二次世界大戦終了とともに再び旧領領印度を奪回せんとするオランダとの間に、4 年間にわたり激しい独立闘争を続けた後、国際連合の斡旋により、1949 年 12 月 27 日オランダから主権の移譲を受けて正式に独立国家として、承認された。始めは 16 の共和国及び特別自治領よりなる連邦共和国として、またオランダとの間に連合関係を結んでいたが、1950 年 8 月 17 日単一制の共和国に統一復帰し、さらに西イリアンを纏ぐる紛争のため 1956 年 4 月オランダとの連合関係を一方的に廃棄した。

西イリアンに関するオランダとの紛争はその後ますます悪化しており、そのためインドネシア政府は、1957年以來インドネシアにおけるオランダの經濟權益を破棄し、オランダ人の企業を接收し国有化を進めている。

インドネシアは、広い領土が数千の諸島に分散し、しかも国民は大別して約 20 の種族に分れている上に、イスラム、キリスト、仏教等の宗教主義、民族主義、社会主義及び共産主義を標榜する数十を数える多数政党が乱立しているため、政府は常に多数政党の連立内閣によらざるをえないため閣内の統一が困難である。特に毎回の政変は、与野党の対立によるのではなく、常に政府部内の各政党間の紛争対立が原因となっている。そのため、政情は不安定で内閣の平均寿命は1年以内という短命に終り（独立以來の内閣は1950年までに9回、1950年以來今日まで8回も交替している）、しかも政党の腐敗や官吏の不正などが相次いで起っている。政局安定のために最も期待がかけられた1955年の第1回総選挙も政党の整理肅正を実現することができず、また、人口の分布状況が示すように政府の施策はおのずから人口の最も集中しているジャワ中心とならざるをえず、このため中央中心主義に対する地方の反感が絶えず、遂に1957年始め以來スマトラ及びセレベスに反乱が勃発したため全国に戒嚴令が布告され事実上の軍政が施行され、政情は一層混沌を來した。

このような事態を改善し、根本的に國家の再建を計るためには、まず従來の暫定憲法に代るべき正式の憲法の制定が急務とされ、1956年に憲法制定議會が設置された。しかるに全國民の待望のうちに発足したこの制憲議會も、宗教主義（特にイスラム主義）と民族主義との間に相容れない深刻複雑な対立の結果、新憲法制定に失敗することが明かとなったので、1959年7月5日スカルノ大統領は、抜本的國家改革を行うため、大統領命令をもって制憲議會を解散せしめ、1945年独立宣言時の憲法の正式な復活を布告した。この憲法

第1章 総論

によれば、内閣は国会を解散することができず、また反対に国会も内閣の不信任を決議することもできない。内閣は5年に1回開催の国民協議会に対してのみ責任を負うものであるから、内閣の寿命は5年間保証されている。かくて大統領は、7月10日次の閣僚から成る大統領内閣を組織し、大統領は国家の元首、国軍の最高指揮官及び内閣の首班として三位一体の地位を占めるに至った。しかして新内閣は政党の粛正、選挙法の改正及び国民主権の代表機関たる国民協議会の設置等を立案中である。

新内閣の構成

総理大臣 Soekarno (大統領兼国軍最高指揮官)

第一大臣 Djuanda

情報副大臣 Maladi

国防治安大臣 Lt. Gen. Nasution (陸軍参謀長兼務)

治安国防副大臣 Gen. Hidajat

法務副大臣 Sahardjo

警察副大臣 Soekanto

復員軍人副大臣 Col. Sambas

生産大臣 Col. Suprajogi

農林副大臣 Col. Azis Saleh

公共事業副大臣 Dipokusumo

労働副大臣 Ahem Erningpradja

配給大臣 Leimena

海運副大臣 Abdul Mudalib

陸運郵政大臣 Gen. Djatikusumo

航空副大臣 Col. Iskandar

商務大臣 Arifin Harahap

開発建設大臣 Chairul Saleh

重工業・鉱業副大臣 Chairul Saleh (兼)

軽工業副大臣 Suharto

農地副大臣 Sadjarwo

移住・協同組合・農村振興副大臣 Lt. Col. Ahamadi

国民福祉大臣 Muljadi

保健副大臣 Col. Satorio

社会副大臣 大臣兼務

宗務副大臣 Wahib Wahab

特務大臣 Yamin

文部副大臣 Pryano

外務大臣 Subandrio

内務・地方自治大臣 Ipk Gandamana

国民動員担当國務大臣(2人) Sudibjo, Sudjono

内閣・国会等連絡担当國務大臣 Rumambi

回教長老連絡担当國務大臣 Fatah Jasin

このほか陸軍參謀長、海軍參謀長、空軍參謀長、国家警察長官、検事総長、最高諮問會議副議長、国家企画審議會議長も職權上の國務大臣に任ぜられ閣僚となっている。

この内閣の構成の特徴は、閣内の統一調整を計るため中核となる大臣と各行政部門担当の副大臣制をとったことにあり、中核大臣をもって中核内閣を構成し副大臣、職權大臣を含む全閣僚より成る全体閣議を設けている。なお閣僚は、いずれも政党籍を離脱し政党は直接政府とは無関係となっている。

(註) スカルノ大統領は、1960年2月23日、中核閣僚の増強を骨子とする内閣の

第 1 章 総 論

改造に関する 2 月 18 日付大統領決定第 21 号を發表し、新たに副首席大臣を設けたほか、治安国防大臣の名称を国家治安大臣、国民福祉大臣を社会福祉大臣に変更、法務、保健、教育、文化、宗教の各副大臣をそれぞれ中 枢 閣 僚 (inner cabinet minister) に昇格せしめ、職権國務大臣であった暫定最高諮問会議議長、国家企画審議会委員会及び議会国民協議会連絡担当副大臣をそれぞれ中 枢 閣 僚に、最高裁長官を法律顧問として國務大臣に任命し、中 枢 閣 僚職権國務大臣を廃止し、副大臣をすべて大臣 (minister) とし、特別國務大臣を廃止した。

第 3 節 財政及び経済

インドネシアはその独立の経緯——第二次世界大戦に巻き込まれ日本に占領されその戦力遂行の兵站基地として利用され、日本の敗戦後、再び植民地復活を狙うオランダとの長い死闘などの連続による破壊——から漸く独立を認められた関係で、スカルノ大統領が常にいうように、破産した先代の負債を負わされて独立したのであるから、その財政が苦しく赤字に追い廻わされているのは当然といえる。しかも典型的な植民地経済機構を受継ぎ、産業は西欧資本による熱帯栽培農業・石油・錫鋳業のほか見るものはなく、国民産業は僅かに原始的な彼等の貧しい自活農業があるのみである。否、毎年 1 億ドルに上る外米を輸入し、しかも地方の住民は、玉蜀黍やタピオカを主食とする生活が今なお続いているのである。

国民の 7 割以上が農業労働に従事していながらこの状態であるから国家の財政経済状態が如何に困難であるかは想像に難くない。国家財政の大黒柱は輸出にある。輸出品の 9 割は、石油 (37%)、ゴム (35)、錫 (4.6)、タバコ (4)、茶 (3.2)、パーム油 (3)、コーヒー (2.3)、コブラ (2) 等で、しかもこれらは多くは外国資本の経営に係り、殊に石油の輸出による取得外貨は政府には入らず、ただ政府はこれら輸出税が主たる収入となるのみである。国

第4節 経済開発計画

内工業の殆んどない国としてはこのように鉱業及び栽培物産の輸出により日常必需品である完成品を輸入しなければならないので、輸入は常に制限をされている。貿易額は、順調の年でも輸出入各約100億ルピアであるが、最近はずますます不振で、1958年には輸出86億に対し輸入58億ルピアに抑えられた。また、国家歳入の65%は間接税収入で直接税収入は僅かに15%、その他は政府の事業収入で、間接税の内65%までは輸出入税であるため極めて浮動性が大きい。

国家予算について見るに、歳出予算は、1956年以前は200億ルピア以下であったものが、1957年以來250億以上に膨脹し、毎年50億以上100億近くの赤字を出している。1959年度は約300億以上に上り、予算成立の時に既に80億ルピアの赤字を認めているが、この赤字も数倍に膨脹することは治安関係費の増加から見て必至であり、さらに1960年度予算は歳出約460億ルピアに飛躍的激増を示し、赤字も190億が予想されているが、赤字を埋める唯一の手段は、中央銀行からの借入金であるから紙幣の増発は不可避である。別項に述べるように1959年8月政府はドラスチックな通貨措置を断行したが、この措置も国民に多大の犠牲を強要したにも拘わらず所期の成果を挙げえず失敗したようである。

第4節 経済開発計画

政府は、植民地経済機構を清算し独立国民経済機構を確立するため、1956年から1960年に終る第1次経済開発5カ年計画を策定し国会に提出した。国会を通過したのは1958年11月であるが、既に1956年から逐次実行に着手している。この計画は、政府・民間及び農村開発の3部門に分れ、予算は300億ルピアであるが、そのうち政府支出は125億ルピア(10億ドル)で国家

第1章 総論

予算、公債、外国借款等をもって賄われるが、その事業別計画は次の通りである。

農林水産	1,625 (100 万ルピア)	13%
発電及び灌漑	3,125	25%
鉱工業	3,125	25%
交通運輸通信	3,125	25%
社会施設	1,500	12%

しかし、続く不況と財政難及び外国借款が思うようにならないので進捗状況は計画通りに進まず 1960 年の完成は不可能と見られている。現在進行中の主なものはフランスの 120 億フラン借款による西ジャワのジャチルフル水力発電、水道開設及び港湾修築、ソ連の 1 億ドル借款によるボルネオの道路開発、米国の余剰農産物供給の見返り資金と輸出入銀行借款並びに政府の財政投資による国民移住及び食料増産事業等である。

なお、スカルノ大統領は 1959 年 8 月の政策宣言で外資導入よりも外国借款を優先的に受入れる旨発表し借款の提供を呼びかけている。

第5節 日本との関係

(I) インドネシアにおける日本人の進出

インドネシアにおける日本人の進出は、古くはオランダ東印度会社の船員(同時に戦闘力)として多数の日本人が使用され、東部インドネシアのアンボン地方で多数虐殺された記録もあるが、大正年代から昭和の初期にかけて砂糖の出先貿易が盛となり、日本の大会社が多く進出し、三井、正金、台銀及び華南銀行等も活躍した。また特に堤林数衛氏の率いる南洋商会(雜貨輸入小売商)の発展はめざましく、各地に数十のトコ南洋が統出し、さらに南洋協

第5節 日本との関係

会の実業練習生の派遣によって商店界における日本人の活動はめざましく、昭和初年頃から日本品の販路拡張に多大の貢献をした。しかしこのために日本品に対するソーシャルダンピングの声が喧伝され、遂に昭和9年第1回の日蘭会商が行われるに至った。

当時既に日本人はジャワ、スマトラ、ボルネオ及び東部インドネシアに至るまで数十の砂糖、ゴム、キナ、椰子、茶、コーヒーの栽培園を經營し、昭和6年にはボルネオに三井系によるサンクリラン石油事業も始められ、当時インドネシア在留日本人の数は、7,000人の多数に上り、ジャカルタ、スラバヤ、スマラン及びメダンには日本人小学校も開設されていた。現在の日本人在留数は、戦時中からの残留者で現地婦人と結婚している者約300人、大使館及び領事館員を除く商社駐在員約100人である。

(II) 日本軍占領時代

第二次世界大戦勃発後 1942年日本軍は北セレベス、次いで南スマトラのバレムバンへの進攻に続き、3月1日ジャワ各地の敵前上陸を始めとして全土に進攻し、僅か8日にして3月9日オランダ軍の無条件降伏により日本軍占領下の軍政時代が始まり、終戦まで3年8カ月間続けられた。その間インドネシア特にジャワ、スマトラ、ボルネオは太平洋戦争遂行上有力な兵站基地として十二分に利用された。また豊富な物資と従順なインドネシア人の動員は多数の犠牲を出したが、今日においても、日露戦争以来東洋の英雄、独立の先達として尊敬する大多数のインドネシア国民の日本人に対する友好的態度は幸い変化はないように観察される。

(III) 戦争賠償

一般インドネシア国民の対日感情は良好であるとはいえ、戦争中に受けた直接間接の物心両面にわたる痛苦犠牲を償うための戦争賠償が解決するまでは、官民とも表面は真の対日友好感情を表わしえなかったのは事実である。

第 1 章 総 論

殊に日本の一部認識を欠く人々の間に、戦争被害の僅少、特にインドネシアが独立したのは日本のお蔭などと当局者までが公言したため、インドネシア官民の態度を不必要に刺激したことも事実である。

1958年1月20日インドネシアと日本との間に平和条約、賠償協定及び経済開発借款に関する取極が調印され同年4月15日に発効したため両国間の関係は正常に復した。勿論インドネシアとしてはこの賠償協定に完全に満足しているわけではないが、上述のような財政経済状態等の事情から最少限の受諾をしたものといわれている。

この賠償協定に基づき、日本はインドネシアに対し、2億2308万ドル(803億880万円)に相当する日本人による役務と生産物を支払うとともに、インドネシアとの間のオープン勘定の未清算高1億7691万ドルの債権に対する請求権を放棄した。

賠償の支払期間は12年間で、最初の11年間は毎年平均2000万ドル、第12年目に残額308万ドルを支払うこととなっている。また賠償実施は、インドネシアが調達せんとする物資及び役務の品目、数量及び金額等について両国政府間で合意の上、年度実施計画を決定することとなっている。1958年4月賠償開始以来の実施状況を見るに、初年度はインドネシア側の賠償実施機関設置の遅延と手続等の不慣れのため、1959年3月になり漸く初年度の実施計画が両国間の合意を見たのである。もっとも年度計画の成立以前から、インドネシア側の緊急必要とするものについては個別的に合意の上実施が始められた。

両国政府間に最終的に決定された初年度実施計画は、製紙工場、鉄道車輛、船舶、道路建設機材、食料増産設備等のプラント及び機械設備。肥料、織布等の消費財。プラントス河開発事業の調査設計等の役務で合計約119億円である。これは毎年度の支払限度72億円(2000万ドル)を超過しているが、

第 5 節 日本との関係

1959 年 3 月末までに契約を終え日本政府の認証済みのものは合計 52 億円で、その主なものは次の通りである。

船	船	10 隻	31 億円余	
製	紙	工場	2	10 億円余
人	絹	織物		5 億円余
綿	織	物		3 億 6000 万円
在日	ミッ	ジョン	経費	11 億円

初年度計画中の未契約残分は第 2 年度に繰越され、第 2 年度 (1959 年 4 月より 1960 年 3 月) の実施計画は 1959 年 4 月インドネシア側から提案が行われたが、内容等に相当多くの不備があったため合意が遅れていたが、初年度計画から繰越されたアイテムが逐次実施され、1959 年 7 月末までに日本政府の認証を終ったものは合計約 44 億円で、その主なものは次の通りである。

プランタス河開発計画		約 2 億 6000 万円
ダンプトラック	400 台	約 8 億 2000 万円
ロード・ローラー	475 台	約 11 億円
食料増産設備		約 10 億円
肥料		約 6 億 6000 万円
綿織物		約 1 億 8000 万円
医薬品等		約 1 億 8000 万円

さらに、1959 年 8 月次のアイテムが第 2 年度の新規計画として両国間に合意に達した。

ネヤマトンネル建設	約 5 億 2000 万円
沈船引揚調査等	約 3 億 3000 万円
ロード・ローラー等	約 4 億 8000 万円
在日ミッション経費	5000 万円

第1章 総論

合 計

約14億円

なお、このほかに船舶及び留学生等の訓練計画が第2年度分に追加されることになっている。

以上述べたような事情で、今日までの実施状況は比較的遅れているが、初年度賠償開始以来1959年7月末までに実施された総額は約96億円、その内訳は次の通りで資本財が全体の75%を占めている。

	(単位 1000円)
船 舶	3,157,424
製 紙 プ ラ ント	1,077,669
機 械 類 (ロード・ローラー、 トラクター等)	2,981,602
そ の 他 製 品	81,179
消 費 財 (肥料, 織物)	1,911,096
役 務	270,882
在日ミッション経費	160,000
総 額	9,639,852

(IV) 経済協力

賠償協定と同時に経済開発に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文により、日本はインドネシアの経済開発の促進に資するため民間ベースにより20年間に4億ドルの商業上の借款及び投資をインドネシア政府または国民に対し行うことが定められている。この借款は、コンマシャルベースで且つ両国の関係法規に従って行われ、インドネシア政府はさらに借款の契約を行い得る投資部門と産業を決定し、借款を希望するインドネシアの民間業者または国民の適格性を定める基準を決定する権利を有することが定められている。しかし、この交換公文に基づく投資または借款は今日まで未だ何等具体的に決定したものはない。

第 5 節 日本との関係

(1) 北スマトラ石油開発協力計画 1958年末日本の石油技術者による北スマトラの油田開発に関する調査が行われた結果、日本側はその有望性を認め同油田開発を日本とインドネシアとの協力事業として実施したいとの希望をもって、前開発銀行総裁小林中氏及び石油資源開発会社社長三村起一氏等が中心となってインドネシア側と折衝を続けていたが、インドネシア政府としては、この国有事業となっている北スマトラ油田の開発を外国資本との合弁事業とすることを好まず、日本から開発資材と技術を借款として供与方を希望したため日本側もこれを受諾する方針を決定し、1959年9月三村氏等がジャカルタに赴きインドネシア政府及び国営ペルミナ石油会社と交渉の結果、インドネシア側の提案の線で協力することに諒解が成立し、且つ日本政府の承認も得たので、近くジャカルタで正式に契約を締結することとなっている。

この石油開発協力は、日本側から10年間に188億円に相当する資材と技術とを借款の形で提供して北スマトラ油田の破壊施設の復旧及び新規開発採油を行うもので、これに対し日本側は生産原油を市場価格より安い価格で返済を受けることとなっている。これが日本とインドネシアとの経済協力事業の第1号として近く発足することとなるわけである。

(2) カリマンタン森林資源開発協力計画 次に、未だ具体的計画については最終的に決定していないが、カリマンタン(ボルネオ)の森林資源開発に関する協力計画がある。これは、日本の林業関係団体が年々増加する木材の供給源としてカリマンタンの有望性に着目し、その森林資源の協同開発に関し1958年末以来インドネシア政府の意向を打診したところ、インドネシアとしては最も開発の遅れているカリマンタンの総合開発の見地からこれに相当興味を示したので、更めて1959年末、前林野庁長官三浦辰雄氏一行がジャカルタに赴きインドネシア政府と交渉の結果、カリマンタンの森林資源

第 I 章 総 論

開発のための協同調査を行うことに意見の一致を見たので、近く日本から現地調査団を派遣することになっている。日本政府としても、現在輸入木材の大部分をフィリピンに依存しているが、同国で木材の輸出制限の気運が高まっているのと、経済協力を開発輸入の分野に結びつけんとする方針からこれに乗気を示している模様なので、この計画実現の可能性も大きいと考えられる。

(3) 賠償引当借款 1959年6月スカルノ大統領訪日の際、最も緊急を要する船舶及び船舶修理施設に日本からの借款を強く要望した結果、賠償を引当とすること等の条件でその後交渉を行っていたところ、同年10月スバンドリオ外相が来日し藤山外相との間にこの賠償引当借款に関する交換公文に調印された。

借款の対象は、船舶及び船渠設備に2000万ドル、アジア・オリンピック用ホテル建設資材として800万ドル合計2800万ドルとなっている。

(4) 経済協力協定以外による協力実績 従来日本は、平和条約及び賠償問題が久しく未解決となっていたため、インドネシアに対する経済協力は諸外国に比し非常に立ち遅れとなっている。1958年の経済協力協定成立以前における実績は次の4件である。

西部ジャワ、チラチャップの紡績工場——日綿実業がインドネシア政府との契約により1953年機械の輸出と日本の技術者を派遣し3万鍾の紡績工場を建設した。

スラバヤのソーダ工場——旭硝子がインドネシア政府専売局との契約により生産能力4000屯の苛性ソーダ工場を建設した。1957年より生産開始。

ブルダニア銀行——1956年石原産業及び大和銀行が協同してインドネシアの民間との合弁による銀行の設立許可を得て1958年2月開店した。

ジャンタルのラミー紡績工場——第一物産がインドネシア国立工業銀行と

の契約により機械を輸出し技術を提供して 6000 鍾のラミー紡績工場を建設し 1957 年に完成した。

(5) インドネシアとの経済協力について注意すべき事項 インドネシアは広大な領土に豊富な未開発資源を有する点ではアジア随一というも過言でなく、従って、経済協力の将来が極めて有望なことも断言してよいと思う。特に国家財政の窮状に加え国民資本も技術も欠如している現状では、外国の資本と技術の協力による以外には産業経済の開発は不可能である。しかしながら、長年の植民地支配下の苦い経験から、民族主義の旺盛なインドネシア国民は如何なる形式によるものにせよ帝国主義的資本主義の支配の再現には強烈な反対の態度をとっている。

スカルノ大統領も 1959 年 8 月 17 日の国策宣言に明かにし、且つその後もあらゆる機会に内外に対し繰り返えし声明していることは、外国資本の投資よりも借款による協力を最優先的に歓迎する方針である。また、従来の植民地的経済機構から独立国民経済機構への切替えにすべての施策を指向し努力中のインドネシアは、如何なる産業分野にも或る外国資本が独占的地歩を占めることを許さない方針で、常にインドネシアの経済発展のために真に協力するものを歓迎する態度を堅持していることを銘記せねばならない。

さらに、今日まで非常に立ち遅れている日本として特に注意すべき点は、既に世界（共産圏を含めた）各国がインドネシアの将来性に着目し、各種の有力な事業に借款やその他の協力を非常に有利な条件をもって極めて活発な活動をしていることである。この傾向はオランダの事業の閉出し後は、ますます強く進められつつある。米国、フランス、西独、イタリーなど西欧側は勿論、ソ連、中共、東独、チェッコ、ポーランド、ユーゴーなどの共産諸国の進出競争も目覚ましいものがある。例えば、ソ連は 1 億 1750 万ドルの借款を与えてカリマンタンの道路網の建設、農地開発、製鉄工場、肥料工場等の開

第1章 総論

発を始めているが、この借款は金利2.5%で3年据置きの12年間償還という競争上有利な条件である。これに反し日本は、賠償という最も有利な立場にありながら、今日まで協力事業は何一つ実現を見ていない状態である。それどころか、オープン勘定の焦げつきからインドネシアを前科者扱いにし、先方の借款や延べ払の要請に対しても常に反対の態度をとり、自ら有望な市場を放棄して来たといえよう。今にしてかかる消極的非協力的態度を強く反省し改めない限り、永久にインドネシアから閉め出されるであろう。今こそ日本側は、従来日本人にありがちな近視眼的利益追求心を一擲し、大局的に真にインドネシアの立場と実情を理解し、まずインドネシアの利益と発展のために貢献することを第一義として協力し、その上で日本の必要とする物資の供給源を確保する心構えが何よりも必要である。なお、最後に特に注意すべきことは、最近インドネシア政府の方針は、すべて、重要産業は国家の経営または監理支配下に置く政策を強化しつつあること、及び国民に資本と技術経験が乏しい点に鑑み、直接インドネシアの民間側と協力に関し折衝する際には慎重な態度で望まなくてはならない。たとえ民間相手の協力事業でも政府側の諒解と仲介が必要である。

第 2 章 インドネシア憲法における国家 経済の根本原則に関する規定

インドネシア共和国は 1945 年 8 月 17 日独立を宣言し、18 日憲法を決定
布告した。同憲法第 33 条は、国家経済の根本原則を定めているが、本原則
は爾來国家及び国民経済に関する国策の最高方針として堅持されており、イ
ンドネシア国におけるすべての外国人の経済活動及び外国資本との経済協力
には、この原則が絶対的優先的に適用されている。

1949 年 12 月 27 日インドネシアはオランダより正式に主権の移譲を受け
インドネシア連邦共和国として新発足をし、連邦共和国憲法に改訂されたが、
さらに、1950 年 8 月 17 日再び単一共和国に復帰し、憲法も新共和国暫定憲
法が布告されたが、右国家経済の根本原則は一字一句も改められることなく
各憲法に規定されている。

1956 年 12 月、暫定憲法に代るべき新憲法制定のための憲法制定議会が開
設され新憲法の制定に着手したが、複雑な国内事情のため難航し、新憲法成
立の予測も危ぶまれるに至ったので、1959 年 7 月 5 日大統領布告をもって
憲法制定議会の解散を命じ、1945 年の独立憲法への正式復活が宣言された。

- 憲法第 33 条 (1)** 経済は家族主義の原則に基づき協同の事業として組織
される。
- (2) 国家のために重要にして、且つ国民多数の生活上の必要を支配する
生産部門は国家により支配される。
- (3) 国土及び水域並びにその包蔵する天然資源は国家がこれを管理し、
国民福祉のために最大限に利用される。

第2章 憲法上の経済条項

インドネシア共和国の国策の大綱宣言 (Garis-garis besar Haluan Negara)

(註) この宣言は、1959年8月17日インドネシア共和国独立宣言の第14回記念日に、スカルノ大統領が、『インドネシア共和国の政治宣言』(Manifesto Politik Republik Indonesia)と題して声明した国家の重要政策に関するものであるが、さらに大統領を議長とする最高諮問会議が更めてこれをインドネシア共和国の国策の大綱とし採択することを決議するとともに、1959年11月10日大統領兼国軍最高指揮官兼総理大臣の名をもって布告し、軍官民各界に対しこれが実行に協力方を要請したものである。従ってこの宣言は、インドネシアの現行憲法上における大統領の特別の権限にかんがみ、今後政府の各政策の決定及び実施に関し、憲法に次ぎ最も重要な基本として利用されるものと考えられるので、右宣言中、インドネシアにおける経済政策、特に外国人の経済活動上参考とすべき要旨を摘記することとする。

(1) この宣言は1959年7月5日の独立憲法復活に関する大統領命令と不可分のものであり、全國民的民主主義的な性格をもつ革命完遂のための闘争上最も重要な意義をもつ歴史的、且つモニュメンタル・ドキュメントである。

(2) われらの革命は、短期的及び長期的方針に基づき、一步一步完成せんとするものである。短期的方針とは、新内閣の決定した、衣料と食糧の充足、治安の確立及び帝国主義に対する闘争である。長期的方針とは、公正にして繁榮ある社会、即ちインドネシア式社会主義社会の建設、地球上から帝国主義の掃及び恒久の世界平和確立のために寄与することである。

(3) 政治改革にも劣らぬ重要なことは経済改革である。経済改革は、國民経済の一切が公正に繁榮する社会を実現するための根柢となるようにせねばならない。

一般の犠牲において少数が富を築くが如き自由主義経済は許されない。國民経済は指導された経済たるべきである。経済の改革においては、あらゆる

重要な生産及び配給機構は國家の支配下に置かれ——少くとも國家の監督下に置かれなければならない。インドネシアの革命は、インドネシアが、インドネシア國民たると外人たるとを問わず、何人によつても資源の擄取争奪の野となることを許さない。

何人たるとを問わず、一般の犠牲において資源を擄取したり、經濟を攪亂する者は逮捕し裁判に付し重刑に処し、場合によっては死刑を課するであろう。土地についても同様である。オランダ時代から受け継いで來たもので廢止すべきものが多々ある。例えば、土地の世襲所有權 (hak eigendom) であり、これは直ちに廢止する。獨立國家インドネシアにおいて、外人特にオランダ人による土地の所有權は許されない。憲法第 33 条に基づき、土地の所有權はインドネシア國民に対してのみ認める。

(4) わが國民經濟は單に衣食のみでなく更に広汎である。今こそ植民地經濟を一掃して獨立國民經濟の建設を實現する時である。

西イリアン奪還闘争の一環としてオランダの企業を接収した。これは重要なことであるが、しかし未だ全部のオランダの事業を接収國有化はしてはいない。もし、オランダが頑迷な態度を改めないならば、合弁事業も含めて一切のオランダの權益をインドネシアから絶滅せしめるであろう。

なおここに、わが國民たる強欲な資本家に対しハッキリ注意したいことは、憲法第 33 条に基づき、國家にとり重要な生産部門と國民大衆の必要を支配する生産部門は國家が支配し民營を認めないということである。

さらにオランダ以外の外國の資本に対しても明言したいことは、外國資本は、インドネシアの法規を忠実に遵守されたいということである。消極的態度やインドネシアに対し欺瞞を試みたり、インドネシアの反革命分子を暗に援助したり、或いは經濟的攪亂やサボタージュをしないように嚴重に注意する。われわれは、開發のための必要には、國民資本を優先する方針をとるも

第 2 章 憲法上の経済条項

のであり、また、外国資本を必要とする場合でも、外資の投入よりも主としてクレジットを優先する方針である。しかし、われわれは、オランダ以外の外国資本で現在インドネシアに投下されているもの及び今後投下されるものに対しては、十分寛大な態度をとるものであることを言明する。

しかし、外国資本の活動に対する絶対的条件はインドネシアの一切の法規を忠実に遵守することである。もし以上のことに反する外国資本に対しては、オランダに対すると同様の措置をとるであろう。

(註) (イ) 外資導入法は 1958 年に公布施行されたが、未だ本法に基づく外国資本の新規投下は一件もないのみならず、スカルノ大統領は、あらゆる機会に内外の関係者に対し、外国資本は必要であるが、政府の政策方針として現在のところ、外資の導入よりも、経済協力とクレジットを優先的に歓迎する旨繰り返し返えして発表している。

(ロ) 1959 年 12 月始め政府は、国会における 1960 年度予算案討議の際にも次のような重要な説明を行っている。

政府は現在のところ、外資導入法を再検討する意図はない。

現在の政府の政策は、外国資本の投資よりも経済協力とクレジットを優先的に考慮するものである。

第 3 章 外資導入関係法

第 1 節 外国資本投下に関する法律

(Undang-undang tentang Penanaman Modal Asing 1958)

インドネシア共和国大統領は、

国民の生活水準を向上するためにインドネシアの経済の開発並びに国民生産の拡大を促進するために資本が極めて必要であること、

現在インドネシアにおいて求め得る資本は未だ十分でないので、インドネシアに投下するために外国資本を誘致することが利益と考えられること、

外国資本家の危惧を避けるとともに国家開発のための資本の需要を充たすために明確な規定を定める必要があるに鑑み、

インドネシア共和国暫定憲法第 38 条第 2 及び第 3 項に則り、

国民議会の協賛を経て、

ここにインドネシアにおける外国資本投下に関する法律を定める。

第 1 章 総 則

第 1 条 本法において

- (1) 「生産」とは、物及び役務を創造するすべての行為をいう。
- (2) 「事業」とは、物及び役務を創造するための行為と機材との総合体をいう。
- (3) 「事業者」とは、事業の全部または一部分を所有する個人または法人をいう。

第 3 章 外資導入関係法

- (4) 「外国人事業者」とは、事業の全部または一部分を所有するものがインドネシア国民でないか、または審議会により外国法人と認められた法人をいう。
- (5) 「審議会」とは、第 18 条に定める外国資本投下審議会をいう。
- (6) 「外国資本」とは、第 14 条に定める資本をいう。

第 2 章 外国資本の活動分野

第 2 条 外国資本は、第 3 条に定める事業の種類に対する制限及び第 4 条に定める規定に基づく生産分野で活動することが認められる。

第 3 条 (1) 次の事業は外国資本に対し閉鎖する。

- (イ) 鉄道
- (ロ) 電気通信
- (ハ) 国内における根幹的な海運及び航空
- (ニ) 電力開発
- (ホ) 灌漑及び上水道
- (ヘ) 火薬及び兵器工場
- (ト) 原子力開発
- (チ) 重要鉱産業

(2) 本条第 1 項の規定は、借款または特別の協定の方式により外国資本を利用する国家の権利を妨げない。

第 4 条 (1) 一般にインドネシア国民により運営されている事業は外国資本に対し閉鎖する。

(2) 本条第 1 項の業種は、審議会がこれを決定する。

(3) 特に定める企業に対しては、審議会は外国資本の活動すべき地域または地方を決定する。

- (4) 本条第 1 項の規定は、当該企業の分野内において品質の向上及び増産の目的のために外国資本との協力方法を定める審議会の権限を妨げるものではない。
- (5) 外国資本と国内資本（政府及び民間）との合弁事業の出願は優先される。

第 3 章 住 所

- 第 5 条 (1) 独立の企業単位として、その全部または大部分がインドネシアにおいて経営される企業はインドネシアの法規に従い法人として設立し且つその住所をインドネシアに定めなければならない。
- (2) 或る企業が独立の企業単位として、その全部または大部分がインドネシアにおいて経営されているか否かは審議会が決定する。

第 4 章 土 地 の 使 用

- 第 6 条 (1) 国家のために重要と認められる工業事業の設立に必要なものに対しては、施設権 (hak bangunan) の名称で期限 20 年の地上権を与えることができる。
- (2) 20 年の期限は事業の状態に応じ延長することができる。
- 第 7 条 (1) 大農園事業の必要のため、事業権 (hak usaha) の名称で 30 年以下の期限の地上権を与えることができる。当該大農園の栽培物の種類に関連する特別の場合には期限 40 年以下の事業権を与えることができる。
- (2) 本条第 1 項に定める期限は事業の状態に応じ延長することができる。
- 第 8 条 事業の必要のために第 6 条及び第 7 条に定めるもののほか期限 10 年以下の借地・用地方式 (hak sewa-menjewa/hak pakai) を使用することができる。

第 3 章 外資導入関係法

第 9 条 施設権、事業権、借地権及び用地権については別に法律をもって定める。

第 5 章 従業員の使用

第 10 条 (1) 審議会は各外国人事業に使用し得る外国人従業員の数を決定する。

(2) 本条第 1 項にいう決定には、インドネシア人従業員の訓練及び使用並びにこれら従業員の訓練及び使用を完了すべき期間・区分をも定める。

(3) 審議会は第 2 項に基づく決定に関しその実施方法に対し監督を行う。

第 6 章 免除と保証

第 11 条 国際条約により二重課税の防止を行う。

第 12 条 会社税の課税の軽減、資本財に対する特別の償却方法、特殊の損害に対する軽減または補償、印紙税の免除及び事業の必要とする機材並びに原料に対する輸入税の軽減を目的とする法律及び(または)規定は、政府の名において審議会の承認を経た上、外国人事業に対してもこれを適用する。

第 13 条 (1) 外国人工業に対しては、その事業を少なくとも 20 年間は国家の所有とし、または国民事業に変更しない旨の保証を与えることができる。

(2) 本条第 1 項に定める期間は、外国人の大規模農園に対しては 30 年とする。

(3) 保証期間の終了後所有権の国民事業への移転に関する問題は、審議会がこれを定める。

第 7 章 送 金

第 14 条 本法第 7 章及び第 4 条第 3 項にいう「外国資本」とは次のものをいう。

- a. インドネシアの保有する外国為替に属しない外国支払手段で、インドネシア当局の承認を得てインドネシアにおける事業の経費に使用されるもの
- b. 外国よりインドネシア領土内に輸入された事業用の機器機材（外国人より新たに入手したものを含む）、及び原材料でインドネシアの保有外国為替で支払われていないもの
- c. 本法に基づき送金を認められる事業の生産の一部、但しインドネシアにおける事業の費用に充てられるもの

第 15 条 (1) 本法施行後に設立された外国人事業は、外国資本に関する独立の勘定を設けなければならない。

(2) 外国資本の額を決定するためには本国償還のために送金された金額を控除しなければならない。

(3) 事業は毎年 8 月 1 日までに外国資本の明細書を審議会に提出しなければならない。

第 16 条 (1) 本法第 17 条及び本条第 3 項の規定により送金を許可されるもののほか、事業の利益の中より次の送金をすることができる。

- a. インドネシアにおいて支払うべき各種租税及び賦課金を控除した利益
 - b. 現行の規定に基づく、事業内における外国人従業員に関する諸経費
- (2) 本条第 1 項 a にいう利益とは、生産を行い且つその生産を保護するために必要なすべての経費並びに事業界の慣例による資本財に対する償却を控除したものをいう。

第 3 章 外資導入関係法

- (3) a. 資本の全額が外国資本から成り立つ場合は、それから生ずる利益の全額を送金することができる。
- b. もし事業の一部が外国資本から成り立つ場合には、利益の送金は外国資本とインドネシア資本との比率に基づき認められる。

第 17 条 (1) 外国資本は、当該事業が審議会の定める一定の期間経営された後、本国通貨による送金を許可することができる。

(2) 本法第 16 条に基づき許可されないその他のすべての送金は、外国資本の引き揚げと認められる。

第 8 章 外国資本投資審議会

第 18 条 (1) 本法施行のため、次の委員から成る外国資本投資審議会を設ける。

- a. 工業大臣 委員長兼委員
- b. 大蔵大臣 副委員長兼委員
- c. 外務大臣 委員
- d. 商務大臣 委員
- e. 労働大臣 委員
- f. 国家企画庁長官 委員
- g. インドネシア銀行総裁 委員

(2) 審議会は内閣の指示を受け、内閣に対し責任を負う。

(3) 審議会はその任命する事務局により補佐される。

第 19 条 審議会は以上各条に定める権限のほか、本法施行に必要と認める条件を定め且つその監督を行う。但し右権限は他の当局の権限に委任されていないものに限る。

第 9 章 経 過 規 定

第 20 条 本法第 9 条に定める法律が制定されるまでの間、外国資本に対し現行規定に基づき世襲借地権 (erfpacht)、地上権(建築用, opstal)、及び借地権(grondhuur) を与える。但し本法に定める期限に関する規定に反することはできない。

第 10 章 付 則

第 21 条 本法は公布の日よりこれを施行する。一般に周知せしめるために本法はこれをインドネシア共和国官報をもって公布せしめる。

第 2 節 インドネシア共和国の領域内にあるオランダ人の
所有する企業の国有化に関する法律

1958 年 12 月 31 日公布 (1958 年官報第 162 号)

インドネシア共和国大統領は、(a) 西イリアン解放運動の一環として、インドネシア共和国の領域内にあるオランダ人所有の企業に対して政府のとつた措置が円卓会議の協定廃棄の政策に合致するものであること、(b) 円卓会議の協定の廃棄及び上記西イリアン解放運動における一連の行動の現段階において、インドネシア共和国の領域内にあるオランダ人の所有する企業を国有化しこれを国家の財産とすべき時期が到来したこと、(c) オランダ人所有の企業の国有化はインドネシアの社会に対し最大限の利益を与え、且つ国家の安全と国防を強化することを目的とするものであることを考慮し、且つ、インドネシア共和国臨時憲法第 27 条ないし第 38 条、第 89 条及び第 98 条の規定に照らし国会の承認を経てここに「インドネシア共和国の領域内にあ

第 3 章 外資導入関係法

るオランダ人の所有する企業の国有化に関する法律』を定める。

第 1 条 政令をもって定められるインドネシア共和国の領域内に設立されたオランダ人の所有する企業は国有化され、インドネシア共和国の完全なる国有財産たることを宣言される。

第 2 条 (1) 本法第 1 条に定める企業の所有者に対しては補償が与えられ、その額は政府の任命する委員をもって構成される委員会によって決定される。

(2) 前項に定める委員会の決定に対し企業の所有者並びに政府は最高裁判所に上訴することができる。最高裁判所は、企業の所有者とインドネシア共和国とを紛争当事者とする訴訟手続に基づき最終決定を行う。

(3) 補償金の支払いについては別に定める法律によりこれを定める。

第 3 条 (1) 財産取用法 (Ontheigeningsordonantie——1920 年官報第 574 号) の規定は、この国有化に対しては適用されない。

(2) 本法第 1 条に規定する国有化の実施並びに国有化宣言に関する基本的条項は政令をもってこれを定める。

第 4 条 (1) 本法第 3 条第 2 項の政令に違反した場合は 4 年以下の懲役及び(または) 百万ルピア以下の罰金に処する。

(2) 本条第 1 項に定める処罰行為は刑事犯とする。

(3) 本条第 1 項に定める犯罪の容疑者または違反者は、犯罪の容疑者または犯人に対して適用される手続によって逮捕され、5 年またはそれ以上の刑をもって処罰される。

(4) 一時的拘留に関する刑事訴訟法に定めるすべての規定は本条第 3 項に定める者に対して適用される。

第 5 条 本法第 3 条第 2 項の政令に違反するすべての民事上の契約または行為はこれを無効とする。

第 3 節 企業の規制に関する政令

第 6 条 本法は『オランダ人企業国有化法』と称する。

第 7 条 本法は公布の日をもって発効し、1957 年 12 月 3 日に遡及して適用される。

第 3 節 企業の規制に関する政令 1957 年第 1 号

(Peraturan Pemerintah No. 1, 1957, tentang penjuruan perusahaan-perusahaan)

(1957 年 1 月 19 日大統領決定、法令公報
1957 年 No. 7 をもって公布、即日施行)

インドネシア共和国大統領は、
企業の指導並びに監督を行うための規制に関する規定を設ける必要があることに鑑み、1934 年の企業規制条令 (Bedrijfsreglementerings-ordonnantie) 及びその施行規則に照らし、工業審議会 (Dewan Pembatasan Perindustrian) 並びに 1956 年 11 月 29 日の第 42 回閣僚会議に諮った上、次の通り決定する。

企業の規制に関する政令

第 1 条 (1) 1934 年の企業規制条令第 1 章の規定は、同条令の施行規則をもって未だ同条令の規定の適用を指定されていない企業及び企業の部門に対してもこれを適用する。

(2) 本条第 1 項にいう企業とは何を意味するかについては追って関係大臣が経済大臣と協議の上決定する。

第 2 条 本政令及び本政令に基づき定められる施行規則の実施において、次のものも「企業の新設」とみなす。

(a) 本政令の実施の時既に存在し、且つ未だ本政令に基づき許可を得て

第 3 章 外資導入関係法

いない企業の事業継続。

(b) 一年以上事業を休止していた企業の再開。但し、関係大臣と経済大臣が右休止が強制に基因するものと認める場合を除く。

(c) 企業の拡張。

第 3 条 (1) 1934 年企業規制条令第 2 条第 2 項を実施する場合、もし或る企業が、関係大臣と経済大臣が協議して定める規定に従い必要とする状態の改善を行わないときは、その企業の許可申請は誠意の申請と認めずこれを拒否することができる。上記大臣は状態が適当であるものに対しては一定の期間をもって仮の許可を与える権限を有する。

(2) 経済的及び(または)社会的及び(または)文化的にその状態が国家の利益に反する場合は許可申請を拒否する。

第 4 条 関係大臣は経済大臣と協議の上、本政令の実施方法に関する細則及び本政令の実施に要する経費に充てるため関係企業の支払うべき手数料に関する規定を定める。

第 5 条 一般に法規違反に対し検察の任務を有する者のほか、本政令第 1 条にいう企業に対し、1934 年企業規制条令第 14 条に定める法規違反に対し検察を行う権限を次の者にも与える。

(a) 工業局監督部長及び工業局の各支部

(b) 関係大臣が経済大臣と協議の上指定する当局またはその他の官吏

第 6 条 本政令は「企業の規制に関する政令」と称し、法定の日よりこれを施行する。

同法令に関する解説 (法令公報号外 No. 1144)

(註) 同法令の条文のみでは政府の企業規制目的及び対象範囲等が判然としないので、特にこの解説を同令と同時に号外で公布したもので、一般関係者のための参考として特に付記する。

第 3 節 企業の規制に関する政令

(総論) インドネシア共和国経済の向上発展に鑑み、経済分野における政府の計画に即応し、且つ国民の利益と要望に応ずるためには、経済の発展を保障する規定を設けるべき必要が痛感される。同様に、企業の新設、拡張、権利の譲渡並びに企業の住所の移転等に関し、一定の企業の各部門に対し政府が完全に制限及び監督を行い得る規定が極めて少いことが痛感される。

周知の如く、企業の新設、拡張等に関する規定を設けるために適用し得る法源をば、今日なお有効な 1934 年企業規制条令であるが、この条令に基づき規制を受ける企業部門は、印刷、織布、編物、製氷、シガレット、精米業など僅か 9 業種に過ぎず、これ以外の事業は未だ同条令が適用されていない。従って、未だ規制されていない企業部門に対しては、関係適用法規がない限り政府はこれを規制する権限をもたないので、未だ規制されていない企業部門を規制するための法令を急速に公布する必要がある。

かくて政府の努力を容易且つ円滑化するため、本政令により経済大臣に対し、これに基づき規制を必要とする企業部門を指定する権限を与えたのである。この指定は経済大臣の命令書をもって行い、その性格、範囲及びその他必要と認める事項を定める。

前述の条令の施行規則たる政令は、前記 9 業種以外の企業部門に対する規制をなすため 1 回だけ制定すれば足り、その後の或る企業に対する適用は、経済大臣の命令書で定めればよいことになる。この方法は、一切の措置を急速且つ融通性をもって行い得るとともに、各当局の実施をも容易ならしめる最上のものと認められる。また、この制度は未だ規制を受けない企業部門を同時に指定する必要もなく、従って日常の経済生活上の混乱を防止することができる。

(逐条解説)

第 1 条 本条第 1 項は、1934 年の条令に順応して構文した。

第 3 章 外資導入関係法

本条第 2 項の「関係大臣」とは、経済省以外の行政部門の担当大臣をいう。

本政令により、各大臣も経済大臣と協力して関係企業に対し実際にこの政令の適用に参加する機会を得ることとなった。

第 2 条 本条は、1934 年の条令第 1 条の「企業の新設」に関する定義の範囲が狭く、同条にいう要素を全部包含していないのを改めた。

第 3 条 本条は、上記条令で、国家の利益に反すると認める場合以外は、善意の申請を拒否できない旨定めていた点を改めた。(以下略)

第 4 節 工業大臣及び商務大臣の協同決定書

(1957 年 9 月 3 日決定 No. 2077/M (工業省)
No. 2430/M (商務省))

工業大臣及び商務大臣は、

企業の指導並びに監督を行うための規制に関する規定を設ける必要を認めるところ、当分の間、その地位、資本から見て外国の企業たる性格を有する企業及びその一部が外国人の所有または支配に係る企業に対してのみ規定の適用を行う必要のあることを考慮し、

(a) 1934 年企業規制条令 (b) 1957 年政令第 1 号に基づき次の通り決定する。

第 1 条 1957 年政令第 1 号第 1 条第 2 項に基づき既に定められた規定とは別に、同政令第 1 条第 1 項にいう「企業」とは次のものをいう。

その地位、資本から見て外国企業たる性格を有するもの、または全部もしくは一部がインドネシア国民のものでないもので、その企業または部門が次の事業を行うすべての企業。

(a) 商品の利用価値を増加するため商品を有機的または非有機的に製造

し、改造し、改善するもの

(b) 商品に技術的改造を加えることなく専ら商品の買入れ及び販売により利益を追求するもの

第 2 条 本協同決定書の実施（実施に要する経費に充てるため関係企業の支払うべき手数料の決定及びその他の指定を含む）に関しさらに次の如く定める。

(1) 本協同決定書第 1 条 (a) 項にいう企業の部門を含む企業に関しては工業大臣または同大臣の名において行う。

(2) 本協同決定書第 1 条 (b) 項にいう企業の部門を含む企業に関しては商務大臣または同大臣の名において行う。

第 3 条 本協同決定書は決定の日より実施する。

(協同決定書の解説)

(註) 企業の規制に関する政令 1957 年第 1 号に基づき、外国人企業たる性格を有する企業に対し同政令の適用を定めたものである。

この協同決定書により、1934 年企業規制案令中の、インドネシアにおける外国人の経済活動に対する規定の適用が明確となり、且つ外国人の経済活動に対する監督が始められることとなった。

適用事業に関する説明中、特に「外国人企業」という用語を用いなかったのは、この用語が狭義では単に外国から来たもの及びインドネシア法に準拠しないで設立された企業のみを意味するからである。また決定書の適用を受けるのは上記の企業のほか、外国人が参加している与否とを問わず domestic capital で経営される企業に対しても適用される。さらに、この決定は、専ら工業省及び商務省の職務権限内に属する企業に対してのみ適用されるものである。(以下略)

第 5 節 外国人の経済活動に対する禁止及び 制限措置の強化

民族主義の熾烈なインドネシアでは、独立以来朝野の指導層間に、植民地経済機構とその活動を清算し独立国民経済組織の建設を強く叫ばれて来たが、民族資本の欠乏、技術及び経験の欠如のためすべては意の如くならず、政府の経済開発5カ年計画すら完成の見透しも立たない現状である。加えて、1957年以來スマトラ及びセレベス等に中央に対する反乱暴動が続発したため、政府はこれが鎮圧に全力を傾注しており、そのため開発どころかますます破壊を拡大しつつある現状である。しかもこの反乱には内外から物心両面にわたる強力な援助の行われている証拠が挙げられているため、政府は、スカルノ大統領の強調する、指導された民主主義及び指導された経済主義の構想に基づき、政治的にも経済的にもかかつてない大改革を断行するに至ったが、特に経済面における措置は、今後インドネシアにおける外国人の経済活動に重大な影響を及ぼすものがある。

従来インドネシアの経済界は、(1) オランダを中心とする西欧の植民地的資本主義による搾取経済機構、(2) 封建的農村協同体内に孤立するインドネシア人の自活経済機構、及び(3) この兩者間に介在して搾取機構の下請的役割を演じて来た買弁的華僑経済機構に判然と分立していた。

インドネシアが独立後、殊にオランダとの紛争以来、オランダの搾取的植民地経済機構は後退したが、華僑経済機構は依然根強く残存し、インドネシア人の経済活動に必須な資力、技術、経験の3要素の欠如に加ふるにオランダの後退によりますます強化され、経済流通部門の7割以上を支配するに至り、これに対するインドネシア人の民族的反感は、過去の苦い経験に対する

第 5 節 外国人の経済活動に対する禁止・制限

憤激とともに一層強烈となっている。

かくて政府は、2つの中国問題（国民政府は認めていない）、二重国籍問題及び反乱軍に対する一部華僑の援助問題等々とも関連し、最近2年以來、華僑に対し各種の禁止及び制限措置をとって来たが、上述の政府の新経済政策により、1959年5月ジュアング内閣は、重要商品の輸入を指定国営商社のみならず許可する決定を行うとともに、さらに第1級（州）及び第2級（県）地方自治行政区の首都以外の市町村における外国人の小売商業及び物産集荷業を1960年1月1日以降禁止することを決定した。外国人小売商業等といっても実際に該当するものは殆んど全部が華僑であるから、華僑にとっては死活の重要問題である。このため現在中共政府との間に重大な外交問題となっており、その成行如何では両国の友好関係に多大の影響を及ぼすものと懸念されている。このような次第で、1959年11月19日大統領は、前記ジュアング内閣の商務大臣の外国人の小売商業禁止に関する決定を改めて大統領令に切替え公布するに至ったのである。

なお、この小売商業の禁止は、その関係本人に対し住所の移転をも強制するものではないが、実際問題として、非常事態宣言下にあるため、当該地方の戒嚴司令官により治安上の理由で外国人に対する移転命令が繰出しており、さらに上記禁止令の結果、地方の小売商人が禁止指定地でない州や県の首都に移転するものが殺到するため、これら首都においても外国人の新たな転入を禁止しつつあり、問題は一層複雑悪化の傾向が想像される。

このように、現実に影響を受けるのは華僑ではあるが、禁止または制限措置は一般外国人となっているので、日本人にも重大な影響をもつものであるから、注意する必要がある。

第 6 節 地方における外国人小売商業の禁止に
関する大統領令 第 10 号

(1959 年 11 月 19 日決定公布、

同年 7 月 1 日に遡って実施)

国民経済の発展及び本大統領内閣の政策方針に即応し、全般的に企業のインドネシア化の実現、特に配給機構の社会主義化の段階として、外国人の小売商業に関する規定を設ける必要があることを認め、同時に去る 8 月 17 日第 14 回独立記念日に発表した大統領の宣言に述べられた、進歩的資本と人力の動員並びにこれを開発分野に参加せしめんとする政策を実施するために具体的措置をとるべき必要を認め、次の如く決定する。

第 1 章 外国人小売商業の定義

第 1 条 本決定にいう外国人たる性格を有する小売商業とは、1959 年 5 月 14 日付商務大臣決定書 No. 2933/M に基づき禁止された次の事業をいう。

1. 商品に何等技術的变化を加えることなく商品の売買により利益を追求するもの
2. 流通商業を行うもの、即ち商品を直接消費者に届ける最終の連絡者となるもの
3. 集荷商業を行うもの、即ち再び次の如き仲介機関に転売するため小生産者より商品を買入れるもの
 - a. インドネシア国民の所有に属さない仲介機関
 - b. 唯一のまたは数人の株主或いは管理者がインドネシア国民でない法律上の組合またはその他の法人

第 6 節 外国人小売商業禁止令

但し報酬を受けてサービスを行う事業は上記規定よりこれを除く。

第 2 章 外国人小売商業の清算

第 2 条 1959 年 5 月 14 日付商務大臣決定書 No. 2933/M に基づき禁止された外国人たる性格をもつ小売商業は、遅くとも 1960 年 1 月 1 日までに閉鎖しなければならない。この場合次のことを考慮せねばならない。

1. 本決定の日よりこの決定にいう事業は清算措置をとること。
2. 本決定は、当該外国人がその住所を移転すべきことを意味するものではない。但し当該地域の戒厳当局が、治安状態上別段の決定を行う場合はこの限りでない。

第 3 条 本決定第 2 条に定める事業に対しては補償を行う。補償の金額は当該事業所在地の第 2 級地方自治長官（註＝県知事に相当）の任命する委員会が、地方の実情を考慮の上これを決定する。

第 4 条 (1) 本決定第 3 条にいう補償は、第 2 条に定める事業に対し次のものをもって行う。

(a) 現金または、 (b) クレジット

(2) 本条第 1 項にいう現金またはクレジットは、本決定第 2 条にいう事業の金銭または商品、建造物及びその他の財産にして、事業の所在地において小売商業を継続するために指定される組織に自発的に使用せられる財産を勘案の上決定される。

(3) 本条第 1 項及び第 2 項にいうクレジットは、期限 1 年以下、金利 9 % 以下をもって与えられる。右に関するすべての事項は、協同組合局の指示する要綱に従い定められる。

第 3 章 外貨導入関係法

第 3 章 外国人小売商業の権利及び事業の移転

第 5 条 本決定第 2 条にいう事業の権利の国民業者に対する移譲または事業の経営地の移転には、国内商務局の許可を得なければならない。

第 6 条 権利の移譲を受けることができ、且つ当該廃止小売商業の承継を指定されるものは、協同組合方式により組織された国民業者である。

第 7 条 本決定第 6 条にいう事業を受け継ぐ協同組合式事業は次の如く実施される。

- (a) 既存の協同組合の利用。
- (b) 未だ協同組合のない地では新たに協同組合を組織する。
- (c) 既存のワロン及びトコ（註=いずれもインドネシア人経営の小売商）を協同組合として組織する。
- (d) 郡内のトコの模範施設を設けた後これを協同組合組織に改めなければならない。

第 8 条 (1) 未だ協同組合のない地方は、協同組合が設立されるまでの間、副郡長等の協力を得て当該地の村長を委員長とし数人の村民を委員とする委員会を設け、本決定第 5 条及び第 6 条にいう小売商業の権利を譲り受けその営業を継続する。

(2) 協同組合設立後直ちに本条第 1 項の委員会は、その事業を協同組合に移譲した後同委員会は解散される。

第 9 条 (1) 本決定第 2 条にいう閉鎖された事業の従業員は、できるだけ自発的に第 6 条、第 7 条及び第 8 条にいう当該地の組織の中に職員として参加せしめる。

(2) 本条第 1 項にいう従業員の受入れは人道主義に基づく諸点を留意して行われる。

第 6 節 外国人小売商業禁止令

(3) 本条各項に定める事項の実施に当っては、当該地方の状態を乱すおそれのある行為または措置を避けなければならない。

第 10 条 大手商社及び仲間商社は、1960 年 1 月 1 日以前に漸進的に本決定第 2 条にいう事業に対し商品の供給を止め、第 6 条、第 7 条、第 8 条にいう、当該地における国民業者に商品の供給を移すようにする義務を有する。

第 4 章 実 施 規 定

第 11 条 商務副大臣は必要ある場合移住、協同組合及び農村社会開発担当副大臣と協力して本決定に定める規定の実施に関する規則を設け、且つ必要と認める地方のために特別の規定を設ける権限を有する。

(2) 政府の広報機関は、国民が地方において協同組合方式による小売商業を行うべき重要性に関し認識するように広汎な情報の頒布を行う。

第 5 章 付 則

第 12 条 この大統領決定は小売商業に関する規定、略称 PPKE と称し、決定の日より実施し、且つ 1959 年 7 月 1 日に適及して効力を有する。

第 4 章 外国為替管理法

外国為替管理に関する関係法規の原本がないため、1957年8月15日、中央銀行たるインドネシア銀行が発行した、Summary of Indonesian Foreign Trade and Exchange Regulation (1958年11月1日改訂)により概説する。

なお、1959年8月25日に実施された、インドネシアの新通貨措置により BE 制度が廃止された結果、上記規定も大幅に改正されているが、未だ改正規定が公布されていないので、以下要旨のみを述べ後日正式規定の公布を待って補足することとする。

(1) 為替相場の体系

インドネシアは未だ IMF 平価は設定されていない(註=インドネシアは 1954年4月16日、国際通貨基金及び世界銀行の56番目の加入国として加入が認められた)。公定基準相場は1米ドルにつき45ルピア(1959年8月25日に従来の11ルピア40センから改正)である。しかし、1957年6月20日 BE 制度の実施以来右基準相場は単に名目相場となり、すべての為替相場は BE 相場の変動により左右されて来たが、今回 BE 制度の廃止により上記基準相場が実際に適用されることとなった。

(2) 為替管理行政

為替管理は、大蔵省外国為替管理局 (Lembaga Alat-alat Pembayaran Luar Negeri. 略称 LAPLN) によって行われ、同局はインドネシア銀行の指示を受ける。輸入為替は、商務省貿易為替局 (Biro Devisen Perdagangan. 略称 BDP) が外国為替管理局に代り輸入許可と為替許可を兼ねた許可証を発給しているが、実際には外国為替管理局、インドネシア銀行、公認指定為替銀行及び税関によって運営されている。

(3) 通貨の指定

対外支払及び受取は、公認為替銀行を通じ且つ許可証所定の通貨で行わなければならない。OECC 諸国との決済は、関係国の通貨、英ポンド或いは相互に同意したその他の通貨で行うことができ、南米諸国との決済は、一定の欧州通貨で行うことが認められている。ただドル地域を原産地とする輸入品に限り米ドルで支払うことができる。インドネシアは関係諸国との協定によって、オランダ、シンガポール及びマラヤがインドネシア物資をドル地域に再輸出した場合には、これら諸国から一部米ドルで償還を受けることになっている。また、インドネシアと支払協定を結んでいる中共、エジプト及びチェコスロバキア等に対する支払は、特別清算勘定を通じて決済される。

(4) 非居住者勘定

非居住者勘定は次の2種類に分れる。

(a) 外国銀行勘定　インドネシアに外貨を移しかえたことによって生ずる残高は、同一通貨に自由に交換することができ、また同一通貨地域の非居住者銀行勘定へ自由に振替えることもできる。

(b) その他の非居住者勘定　これら勘定の開設及び一切の記帳は外国為替管理局の許可を必要とする。これら勘定は資本勘定 (Capital Account) 及び所得勘定 (Income Account) と称せられ、前者から後者への振替えは認められない。なお個人の非居住者勘定に対しては、公認為替銀行にインドネシアにおける日常の身の廻りの支払を行うための許可が与えられており、また年額最高3万ルピアまでは所得勘定を借記して非居住者の国の通貨で支払うことも認められている。

資本勘定を借記して行う送金即ち資本送金及び相続財産の送金に対する許可証は1954年1月1日以来発行されていないが、特に困窮の場合には、外国為替管理局の判断により一定限度まで資本勘定の借記が認められることが

第4章 外国為替管理法

ある。

(5) 輸入及び輸入支払

輸入しようとする事業者は、商務省の公式の承認を得ることを必要とし、一般輸入業者は、外国為替基金に供託金を積立てなければならない。供託金は、インドネシア国民は50万ルピア、それ以外のは500万ルピアである（但し工業用または園芸用物資及び自家用目的の輸入物資を除く）。

輸入業者は登録された後、この供託金は、輸入賦課金とともに輸入しようとする物資の代金を公定相場で換算したルピア対価の保証金230%を必要とするが、その支払に充当することができる。

輸入許可証は、輸入のC&F価格に対してのみ発行され、保険はインドネシアにおいてかけなければならない。外国の買取銀行による輸入代金の支払は、関係信用状及び輸入許可証記載の商品がインドネシア向船積された旨を証する船積書類を前記銀行が受取って始めて行われる。

(6) 輸出及び輸出代金

輸出はすべて許可を必要とし、輸出業者（特別措置の適用される石油会社を除く）は、受取る資格のある外国為替はすべてインドネシア所在の指定為替銀行に売渡さなければならない。

原則として輸出は、取消不能の銀行信用状によりファイナンスされ、またこの信用状に基づいて振出される手形は、一覽払手形でなければならない。

輸出はルピア建て仕切り輸出品の認める通貨で仕切らなければならない。輸出品の仕向地については一般的制限はないが、例えば船積が現行貿易協定と一致しない等の場合には、中央輸出局（Kantor Pusat Urusan Export. 略称KPUE）は輸出許可証の発行を拒否することがある。高級ゴム、エステル頭珪及び紅茶のシンガポールその他マラヤ諸港向輸出は禁止されている。

(7) 貿易外支払

貿易外支払は、外国為替管理局の包括または特別の許可を必要とし、包括許可は、外国為替管理局が公認銀行に対し特定の貿易外支払を一定の条件に基づいて行うように授権し、それ以上の許可は必要としない。但し、インドネシアにおいて事業を営む外国人は、特別の許可を得て課税所得の20%を家族手当、子弟教育費及び貯蓄のため送金することが認められている。右の20%の制限のほか、送金人1人につき、独立して事業を営む者の場合は、年額36,000ルピア、被庸者の場合は、48,000ルピア、別に包括許可として、非居住者がその所得勘定から年額30,000ルピア相当額まで送金を認められている。

包括許可に定める限度を超える支払及びこれら許可に含まれていない支払、例えば広告費、フィルム使用料、ロイヤルティー、特許及び商標登録費用、新聞定期刊行物購読料、団体会費、慈善送金、契約に基づく償還費用等の支払には、外国為替管理局の特別の許可を必要とする。輸入に対する保険料の支払は外国為替は利用できない。なお、インドネシア及び外国銀行券または貨幣の輸出は禁止されているが、居住者の海外渡航に際し旅行費用に充てる程度の小額の外国銀行券が与えられる。

(8) 貿易外受取

居住者は取得した外国為替をすべてインドネシア所在の指定為替銀行に売渡さなければならない。但し、インドネシア居住の外国人は、外国貿易から生じたものでない限り所得を自国通貨で保有することができる。

インドネシア銀行券及び貨幣の輸入は禁止されているが、外国銀行券は、外国為替管理局の定める相場で公認外国為替銀行に売渡すという条件で輸入が認められる。

インドネシア滞在が3ヵ月以内と予定される旅行者は、登録の上その外貨を保有し、出国の際これを持出しまたは公認為替銀行に売却することができ

第4章 外国為替管理法

る。但し公認為替銀行に売却できる通貨は、(イ)米國銀行券(額面50ドルを超えないもの)及び米ドル建旅行小切手、(ロ)英ポンド銀行券(すべての額面)及び英ポンド建旅行小切手(スターリング地域外で通用するもの)、(ハ)マラヤ銀行券(額面10マラヤドルを超えないもの)、濠州銀行券(額面25オーストラリア・ポンドを超えないもの)、(ニ)西獨銀行券(額面5、10、20、50、100マルクのもの)。

3カ月以後においてその保有外貨を再輸出せんとする旅行者は、許可の延長を申請しなくてはならない。

第5章 企業関係法

第1節 会社法

インドネシアにおいて認められている会社は、合名会社(Perseroan Firma)、合資会社(Perseroan Komanditer)、株式合資会社(Perseroan Komanditer atas Saham-saham)、及び株式会社(Perseroan Terbatas)の4種である。インドネシアには未だ単独の会社法がなく、商法(蘭領印度時代の商法が現在なお使用されている)に定められている会社に関する規定は、株式会社のみで、合名会社等については何等定めもなく、また株式会社に関する規定も僅か21カ条(36条~56条)で、実際の必要性を充たすことができず、そのため、オランダ商法の規定を便宜上準用して会社の定款を作成しているのが現状である。

このようにインドネシアの会社に関する法規が不備であるのは、未だ新法規が制定されておらず、旧蘭領印度商法を使用しているためであるが、蘭印商法に会社に関する規定が少いのは、当時の会社は殆んどすべてがオランダ本国法により設立されており、蘭印で設立されることは極めて稀で、僅かに一部現地人の株式会社設立に備えて最少限の規定を定めたためである。

なお、当時はインドネシア人の会社は殆んど少数で、それも大会社はオランダ本国法により設立されるものが多く、その他は各地方の慣習法により組織された組合のようなものである。

以上の事情で、現在インドネシアの会社はオランダ法による名称が多く使用されている。例えば、株式会社はオランダ語の Naamloore Vennootschap(略称 N. V., Limited Co.) が多く用いられている。しかし最近ではインドネシ

第5章 企業関係法

ア語の Perseroan Terbatas (略称 P. T.) が多く用いられるようになった。

以下これら会社に関する主要部分を摘説する。

I. 合名会社 (Perseroan Firma)

(1) 設立は通常公正証書をもって行われるが、これは絶対的条件ではなく、また合名会社は法人としては認められない。

(2) 設立は、2人以上のパートナーが一定の事業を協同経営の目的で出資し、パートナー間の契約は口頭または文書によって行われる。パートナーはいずれも事業の経営に参加し、会社の名において行う如何なる行為に対しても第三者に対し全責任を負う。

(3) 会社の解散は、設立期限の終了、1人以上のパートナーの辞任または死亡もしくは破産宣告により行われる。

清算は特に清算人の指定されていない限り各パートナーが行い、債務の弁済につき会社財産をもってつぐなうことができない場合には、各パートナーが出資額に比例した義務を負う。

II. 合資会社 (Perseroan Komanditer)

(1) 数人のパートナーが一定の事業を經營する目的で資本または財産を出資して設立することは合名会社の場合と同じであるが、異なる点は無限責任者たるパートナーと有限責任者たるパートナーから成る。

(2) 合資会社の設立には何等法規上の一定の形式はなく、実際多くの場合はパートナー間の契約書或いは口頭の約束でも設立される。

設立について公告すべき規定もなく法人として認められていない。

(3) 無限責任社員 (Pesero Pengurus=Managing partner) は会社の經營に全責任を負い一切の行為及び債務に対し第三者に対し個人的にも全責任を負う。

(4) 有限責任社員 (Pesero Komanditer=Sleeping partner) は会社の經營

第1節 会社法

営に全く参加せず、出資額の限度においてのみ責任を負う。また有限責任社員は会社の利益の分配にも預らずただ出資額に対し一定の利子を受けるのみである。

III. 株式合資会社 (Perseroan Komanditer atas Saham-saham)

(1) 株式合資会社は合資会社と殆んど同じであるがただ異なる点は、出資金を株式に分割しているか否かにある。

(2) 合名会社及び合資会社には会社税が課せられず、課税は各パートナーに対する個人所得税が課せられるのみであるに反し、株式合資会社に対しては会社税が課せられる。会社税は会社に課せられるので有限責任者たるパートナーに対する利子の中からもその出資額分に対する会社税の部分が控除される。

IV. 株式会社 (Perseroan Terbatas)

(1) 設立は、設立発起人が会社の定款または設立計画書を、総督または総督の指定する官憲（註 = この場合総督は司法大臣と解釈すべきである）に申請しその認可を受けなければならない。

(2) 申請は、会社の目的が善良の風俗または公共の秩序に反しない限り認可され、認可拒否の場合は、理由を發表することが不適当と認められる場合を除くほか拒否の理由を明示される。

(3) 認可に対し、一般の利益のため必要と認める場合は、解散を命ずることあるべき条件を付することができる。また無条件認可の場合は、取締役が定款の規定及び条件を遵守しないために最高裁判所が解散の判決を行う場合のほか、当局により解散を命ぜられることはない。

(4) 定款は法律の規定に従い作成し認可書とともに所轄地方裁判所に登記し且つ官報に公告せねばならない。

さらに、定款中に一定の利益配当額を定めてはならない。配当は、収入か

第5章 企業関係法

ら経費を控除した額から行う。定款中に、配当額の限度を定めることができる。また定款には、株主の権利の行使方法を明記しなければならない。但し、株主の票決権は、株式総数が100株以上の場合は6票以下、株式総数が100株未満の場合は3票以下とする。なお、取締役及び監査役は、票決に参加できない。

(5) 資本金は、記名式または無記名式の株式に分れ、無記名株券は、その額面全額の払込が行われた後でなければ発行できない。

記名式株式の譲渡に関する方法は、定款中に定めなければならない。

(6) 株式会社の運営は、株主の選任する取締役によってなされ、且つその与えられた任務遂行以外には責任を負わない。但し取締役が定款またはその条件に反する場合は、第三者に対しその受けた損害に対し直接責任を負う。

(7) 株式会社は、一定の存続期限をもって設立しなければならない。期限は終了後延長できるが、その延長には、設立の場合と同様の手続を必要とする。

取締役は、1年に1回、株主に対し前年度の損益に関し報告する義務を負い、この報告は、年次総会で行うかまたは各株主に対し損益計算書の送付、もしくは定款所定の一定期間内に貸借対照表を一定の場所に備置して株主の閲覧に供する方法により行う。なお、解散の場合、定款に他の方法を定めていない限り取締役がその清算に任ずる。

(8) 資本金の2分の1の損失を生じた場合、取締役は、これを所轄裁判所備付の登録簿に記帳し、且つこれを官報に公告せねばならない。もし損失が75%に達するときは法律上解散され、取締役は、第三者に対し直接一切の責任を負う。この解散を避けるために、定款をもって予備積立金の設定を定め、上記損失の全部または一部を補充することができる。

(9) 株式会社は、設立人の払込額が資本金の少くとも5分の1に相当す

第 2 節 外国人税法

る金額を代表しない限り認可されず、残額 5 分の 4 の株式の割当方法を定めなくてはならない。また、少くとも資本金の 10 分の 1 の払込が済むまでは経営を開始することができない。

(10) 監査役の任務が、専ら取締役の監督のみを認められた場合、監査役は会社の業務に関与してはならない。従って定款の中に、監査役に対し、株主の名において会社の経理及び取締役の責任を監督し且つその行為を承認する権限を付与することを定めることができる。

第 2 節 外国人税に関する緊急法律

(1957 年緊急法律 No. 16. 1 月 1 日より施行)

(註) 本法に関しては原文なきため新聞発表に基づきその要旨を述べる。

- (1) インドネシア共和国内に居住する外国人に対し、1957 年 1 月 1 日より外国人税を課する (第 1 条, 第 22 条)。
- (2) 外国人とは、インドネシア共和国内に居住する者で、インドネシアの国籍を有しないすべての者をいう (第 2 条)。
- (3) すべての者は、何時にてもインドネシアの国籍を所有するか否かにつき取調べを受ける。
- (4) 外国人税は、家族に対し完全に責任を負う家族の長に対し課せられる (第 5 条)。
- (5) 課税額——年額 (第 11 条)
 - (a) 家族の長 1500 ルピア
 - (b) 家長の妻 750 ルピア (妻 1 人につき)
 - (c) 家長の責任を負う未成年の子または孫 1 人につき 375 ルピア
 - (d) その他の家族 1 人につき 750 ルピア

第5章 企業関係法

(6) 外国人税を免除される者 (第10条)

- (a) インドネシア共和国政府に勤務する者
- (b) 外国の外交官及び領事
- (c) その他外国政府代表
- (d) 滞在が3カ月以内の旅行者
- (e) その他の短期滞在でその期間が3カ月以内の者

(7) すべての外国人は、居住地を管轄する財務監督官事務所に登録せねばならない。(第6条)。

(8) 申告書の記載事項につき、本人または家族の者に関し虚偽の記載を行った者は6カ月以下の懲役または1万ルピア以下の罰金に処する。

申告洩れがありこのため国家に損害を与える場合にも、6カ月以下の懲役または1万ルピア以下の罰金に処する。

第3節 会社税法

(Undang-undang Pajak Perseroan)

(1925年法令公報 No. 319 をもって公布)

最終改正 1954年法令公報 No. 106)

(1) 会社税の課税対象

次のものに会社税 (Pajak Perseroan) を課する。

(イ) インドネシアにおいて設立された株式会社、株式合資会社、その他の組合または団体で、その資本金の全部または一部が株式に分割されているもの及び協同組合または相互保険会社の利益。

(ロ) インドネシアにおいて設立され、専ら一般社会の利益を目的とする事業以外の組合で、その資本金が株式に分割されていないもの及び事業の團

体の利益。

(ハ) インドネシア以外において設立された団体（資本金の全部または一部が株式に分割されたすべての会社及び組合を含む）でインドネシア国内に設けた機関によりインドネシアにおいて行った事業の利益、インドネシアに存在する不動産より得た利益、及び元金をインドネシア所在の不動産を担保とする事業以外に使用された債権より得た利益。

(2) 会社税の免除を受けるもの

前項（ハ）の団体が、インドネシア国内の港と外国の港の間を外国船により人及び物を輸送して得た利益。但し外国船の所属する本国においてインドネシア国籍船が国際航路により得た利益に対し相互主義により課税の免除をなすことを条件とする。航空輸送の場合も同様とする。

(3) 利益とは、名称及び形式の如何を問わず事業及び事業以外に使用された資本より得た純利益をいう。この利益は、販売の目的に供されないもの譲渡により得た利益、及び事業の閉鎖後といえどもかかるものから得たすべての利益を含む。

清算の場合、債権者に移譲される資産の部に記入された余剰価値も利益とみなす。但し、会社または団体の重役の申請ある場合は、一定のものに対してその適用を免除することができる。

(4) 純利益の算出は、収入総額から諸経費及び収益期間の制限、その他別に定める控除に関する規定を考慮の上決定する。但し、予備金の設定及び増額、自己資金に対する利子及び債務の金利、その他本法により定められる特殊の経費はその控除を認められない。

(5) 会社税の徴収率

(a) 1950年1月1日以前に設立された会社及び関係団体

第 5 章 企業関係法

課税対象となる年間利益額	税 率
50 万ルピア以下	40 %
50 万以上 100 万ルピア以下	42.5%
100 万以上 150 万ルピア以下	45 %
150 万以上 200 万ルピア以下	47.5%
200 万以上 250 万ルピア以下	50 %
250 万ルピア以上	52.5%

(b) 1950 年 1 月 1 日以降設立された会社及び関係団体

課税対象となる年間利益額	税 率
10 万ルピア以下	25 %
10 万以上 20 万ルピア以下	30 %
20 万以上 35 万ルピア以下	35 %
35 万以上 50 万ルピア以下	40 %
50 万ルピア以上	上記 (a) の税率に同じ

第 4 節 土 地 法

インドネシアには独立後未だ土地法が制定されておらず、旧蘭印法、即ち 1870 年の土地法 (Agrarische wet) が用いられている。同法は、オランダの民間資本による栽培企業の進出のため制定されたもので、これによりインドネシア人が開拓し使用する土地について住民の所有権を認め、インドネシア人以外に対する売買譲渡を禁じたが、インドネシア人が何等の既得権をもたない土地に対しては国有化を宣言した。

オランダ人及び外国人の事業に対しては、国有地たる原野を 75 年の期限をもって永租借権を許可される。その他永租借権より短期の (普通 25 年以下)

第4節 土地法

借地権 (Grondhuur), 農業コンセッション (Landbouw-concessie), その他自治領地における土地の使用規則, インドネシア住民所有地を一定の栽培物の収穫期を期限とする借地等種々のものがある。なお, 蘭印時代にインドネシア人以外の外国人にも recht van eigendom (所有権) と称する世襲所有権を許可したものが多数現存しているが, 1959年8月17日の政策宣言中で, 大統領はかかる非合理的権利は近く廃止することを声明している。さらに, 建設用地については, hak opstal (家屋その他の建設用地) と称する地上権が認められている。

以上の如く土地法は極めて区々複雑であるため目下新土地法の制定に関して審議中で, 近く新事態に即応した土地法が制定されることとなっている。

なお, 今回制定された外資法には, 次の3種の土地使用権を定めている。

- (1) 工業のための施設用地として期限20年の施設権 (hak bangunan)
- (2) 栽培企業用地として期限30年の事業権 (hak usaha)
- (3) その他の事業用として期限10年の借地使用権 (hak sewa-menjewa / hak pakai)

土地の取用及び国有化に関しては未だ法規が整備されていないが, 外資法には, 外国人経営の工業に対しては20年間, 栽培企業に対しては30年間は国有化または国民事業としないことを保証する旨定めている。

第 6 章 出入国関係法

インドネシアにおける外国人の出入国に関する法規の根本法は、1916年に公布された蘭領印度政府時代の『入国条令』が今日なお有効性をもっている。この条令はインドネシアが独立以来数回補足改正が加えられたが、今日では実情に即せず遠からず新法律に代替される運命にある。例えば、総督とか総務長官等旧時代の名称が依然用いられているが、総督は大統領に、総務長官その他は現在の司法大臣その他に解すべきである。

現在外国人の出入国に関し最も重要なものは、1957年の『インドネシア共和国査証事務処理規程』である。

なお、現在インドネシアは全領土に『戦時非常事態』が宣言されているため、外国人の入国、滞在及び旅行等につき諸種の制限が随時行われているが、一時的な非常措置であるのと完全な資料を欠くため、省略する。

外国人の出入国及び滞在に重要な関係ある諸法規は次の通りである。

1. 入国条令 (1916年公布)
2. 1957年インドネシア共和国査証事務処理規程 (1957年外務省訓令)
3. 外国人に対する取締法 (1953年公布)
4. 外国人登録令 (1954年公布)
5. 外国人の定住に関する緊急法律 (1955年公布)
6. 外国人税に関する緊急法律 (1957年公布)

第 1 節 入 国 条 令

(Toelatingsbesluit)

(1915 年勅令 No. 32, 1916 年蘭領東印度法令公報 No. 47 をもって公布現在なお有効。最終の改正は 1950 年)

第 1 条 (1) インドネシア以外より入国する次に該当する者は、総督の指定するいずれかの港において、上陸または船の乗換えが認められる。

(a) インドネシアに定住 (Gevestigde) する両親から出生したものでないオランダ人、またはインドネシアの永住許可証を有しないオランダ人

(b) インドネシアの永住許可証を有しない外国人

(2) 上陸には、総督の指定する官吏の許可書を必要とし、右官吏は本条令の施行に当る上陸監督官たる資格を有するものとする。

(3) 上陸許可は、精神病者、白痴、共同生活に危険を及ぼすと認められる伝染病患者またはその身体の状態により浮浪者となる懸念の多い者には与えない。但し、総督の定める条件を充たす場合はこの限りでない。

(4) 次の者には上陸を拒否することができる。

(a) 本人でない者、本人が出国した場所を明示する所属政府または政府の発行した旅券もしくは正当の証明書を合法的に所持していない者

(b) 旅券または正当の証明書にインドネシア旅行に対する有効な査証を受けていない外国人

(c) 出生国または出発国に帰還することが確定しない外国人

(5) 総督が、自由入国を認めた団体は、有効な旅券または正当な証明書もしくはインドネシア旅行に対する有効な査証を必要としない。

(6) 前条の規定は、本条令に基づき下付された入国許可証 (Toelatingska-

第6章 出入関係法

art) を合法的に所持する者には適用しない。

第2条 本船にて直接たと乗換えたとを問わずインドネシア以外の国から来た旅客を乗せた船舶の船長は次の義務を負う。

(a) 本船が第1条にいういずれかの港に到着後、直ちにその署名した旅客報告書を上陸担当官に提出すること。

(b) これら旅客が、第1条の規定に従い第1条にいう港以外において上陸または乗換えに必要な許可を受けることなく埠頭に行くことを阻止すること。

第3条 (1) 上陸許可書は船内において発給し、これに対し150ギルダーを支払わなければならない。この支払は、本人がインドネシア旅行の査証を申請した外国の通貨をもって査証の発給前に行うべきものとする。

(2) (削除)

(3) 上陸金 (outschepingsgeld) の払戻し及びその請求金額については条令をもって定める。

第4条 (1) 移民 (imigrant) は、埠頭に到着後直ちに上陸許可書を入国許可証と交換するため、上陸許可書に指定する移民局に提出せねばならない。但し上陸担当官が別段の定めをなした場合はこの限りでない。

(2) 入国許可証は、第1条第3項にいう理由のほか、次の事項が明らかでない者に対しては移民局長はこれを拒否する。

(a) 氏名または資格の虚偽の報告をなし、または他の脅迫手段により第1条第4項にいう旅券または正当の証明書もしくはインドネシアへの旅行査証または上陸許可書を取得した者

(b) 売春を行いまたは行わしめることを職業とする者

(c) 犯人引渡条約を締結した外国において、その条約に従い引渡しを行うべき犯罪ありと認められる者

第1節 入国条令

(d) インドネシア滞在を拒否された者及び本人とその家族が適当な生計を営むことを証明しえない者。

(e) 公共の安寧秩序を破壊する危険ありと認められる者

入国許可証は、第1条第4項にいう理由による場合及びインドネシアにおいて犯罪を行ったと認められる者に対しても拒否することができる

(3) 本人の存在が、インドネシア人の経済的利益に有害と認められる者に対しては、入国許可証の発給につき、総督の定める特別の条件を充たすべきことを要求し、もしくは発給を拒否することができる。

(4) (削除)

第5条 (削除)

第5条 a 入国許可証は、総督の定める規定に基づき、オランダにおいては、植民省インドネシア事務委員会またはその名において、インドネシア及びオランダ以外の地においては、インドネシア移民局の官吏が発給することができる。

第6条 (1) 入国許可証は、第12条に規定する場合を除き、その合法的所有者に対し、交通及び居住に関する規則を遵守し2年間インドネシアに在留する権利を与える。

(2) 第1項の期間は、本人の申請に基づきその居住地を管轄する移民局長が1回に2年間、さらに1回6年間延長することができ、延長は移民局長が入国許可証に記入して行う。

(3) 移民局長は、第4条第2項にいう理由によりこの延長を拒否することができる。

(4) 入国許可証は、インドネシア国外に出発した場合その効力を失う。但し出国前に本人の居住地を管轄する移民局長がインドネシアに再入国を許可し、且つ許可の日より1年以内に再入国する場合を除く。

第 6 章 出入国関係法

第 7 条 (削除) 第 8 条 (削除)

第 8 条 a (1) 上陸後 6 週間以内に入国を拒否されたオランダ人は、家族のある場合は家族とともにインドネシアに上陸した船の汽船会社または船舶所有者の負担において乗船地に送還される。

(2) 必要ある場合総務長官、司法長官または彼等により送還のために指定された官憲は、汽船会社または船舶所有者の特定の船舶を指定する。指定された船舶の船長は、送還者を家族のある場合は家族とともに船内に引取り、且つ被送還者がインドネシア領内に上陸することを阻止する等、送還について十分の保障を行う義務を有する。

第 9 条 (1) 第 1 条第 1 項に該当する者が有効な入国許可証またはなお有効な入国証明書 (Toelatingsbewijs) を合法的に所有せずインドネシア領内に滞在する場合は、滞在地を管轄する移民局長の許に出頭を命じ、移民局長は本人が第 4 条第 1 項の規定に従い出頭したときは入国許可証を交付する。但し本人が入国許可証の下付を受けられない者である場合はこの限りでない。

(2) 前項に基づき発給する入国許可証に対しては 250 ギルダの金額を徴収する。但し本人が上陸に関する規定に反した場合を除く。この場合は 500 ギルダの金額を徴収する。

(3) 本人が自己の過失によらずして入国許可証を紛失したことを証明し移民局長がこれを認めた場合は、第 3 条に定める上陸金に相当する金額を徴収して入国許可証の複本を発給することができる。

第 9 条 a 移民局長は、以上に定めるいずれかの金額を支払わない者に対しては、入国許可証を拒否することができる。

第 9 条 b (1) 以上各条に定める移民局長の処置に対しては、8 日以内に総務長官または司法長官もしくはその指定した官憲に対し訴願することを

認める。

(2) 訴願は所轄移民局長を経由して行い、移民局長は、本人が收容されていない場合は、訴願に対する決定のあるまで本人に仮入国許可証を交付する。

第 10 条 (1) 第 4 条、第 9 条及び第 9 条 a の規定に基づき、入国者が公共の安寧秩序を破壊する危険ありと認める場合、インドネシアに上陸後犯罪を犯したと認める場合或いは氏名または資格に虚偽の報告を行いもしくは脅迫手段によって入国査証を取得したことが明らかとなった場合は、総督はその入国許可証を取消し且つインドネシア国外に追放を命令する。

(2) 本人が希望する場合は、事件を円満に解決するため猶予期間を認めることができる。

第 11 条 (1) 本条令の適用を受ける者は、総務長官または司法長官もしくはそれらの指定する官憲(註=移民局長)の許可を受けた後でなければインドネシアに定住することを認めない。

(2) インドネシアにおける定住許可 (Vergunning tot Vestiging) を取得するには、本人が司法長官または本条第 1 項にいう官憲に入国許可証を提出し申請書をもって行ふ。

(3) 本人は、本条第 2 項にいう申請書及び入国許可証を開封のまま、その居住地を管轄する移民局長、移民局のない場合は地方行政長官に提出する。移民局長または地方行政長官は、申請書及び入国許可証の内容を簡単な形式に記載した受領書を本人に交付した後遅滞なく送達せねばならない。

(4) 本条第 3 項にいう受領書は、その申請に対する決定のあるまで、本人に対し入国許可証の所持と同一の権利を認める。

(5) 定住許可に対しては 300 ギルダの金額を徴収する。定住許可は下付の当時インドネシアに主たる住所を有する申請者の法律上の配偶者(別居

第6章 出入国関係法

していないもの)並びに法律上及び認知された未成年者に対しても有効とする。

(6) 本人が自己の過失によらずして定住許可証を紛失したことを証明し且つ移民局長がこれを認めた場合は、前項に定める金額を徴収して定住許可証の複本を発給することができる。

第12条 (1) 定住許可は、公共の安寧秩序のため及び本人が自己と家族の生活を維持するに適当な状態にないと認めるとき、もしくはインドネシアに入国後犯罪を犯したと認める場合は、これを拒否することができる。

(2) 定住許可の拒否は、その理由を付し且つ同時に申請人に対するインドネシアよりの国外追放の命令をも含むものとする。

(3) この場合第10条第2項の規定を適用する。

第13条 入国許可証、入国許可の延長または定住許可を拒否されもしくは入国許可証を取消された者に対しては、所轄移民局長は警察の監視下に置きまたは確実な収容を行うことができる。

第14条 (1) 第2条の規定に違反した場合は、違反者各人につき200ギルダの罰金に処する。

(2) 罰金は船舶において償還を請求することができる。

(3) 第4条第1項に定める義務を怠る移民に対しては、1,000ギルダ以下の罰金または3カ月以下の禁錮刑に処する。

(4) 本条に定める処罰事項は犯罪(註=刑事訴訟法による)とみなす。

第15条 刑法第527条の違反を問われた者に対しては、罰金を支払った後または刑の執行後、更めてインドネシア国外に追放する。この追放は、刑法第82条第1項にいう自発的支払による刑事訴訟の権利の消滅後、または処罰免除の場合においては、最後の手段たる裁判官の判決後にも行うものとする。

第 16 条 (削除)

第 17 条 本条令の規定は次の者には適用しない。

- (a) 国家の名においてインドネシアに派遣される者とその家族。
- (b) インドネシア共和国政府に対する外交及び領事代表者、並びに外国代表者の許における使用人及びその家族。但し使用人として働いている間だけとする。
- (c) 外国海軍所屬艦船の士官及び乗組員
- (d) 商船の船長、高級船員及び乗組員 但し船舶の到着に当りまたは碇泊中に雇傭関係の終了したものはこれを除く。
- (e) インドネシアにおいて海上旅行を終了しない者 但し第 18 条に定める場合はこれを除く。

第 18 条 (1) 第 17 条 (e) 号に該当する者が、公共の安寧秩序を破壊する危険ありと認めるときは、総務長官、司法長官またはそれらの指定する官憲は、これらの者に対しインドネシア国外追放を命令するものとする。

(2) 前項の該当者に対しては、滞在地の所轄移民局長は、本人の乗船を待ち、または警察の監視下に置きもしくは確実な収用を行うことができる。

第 18 条 a (1) 毎年、政令をもって次のことを定める。

- (a) 入国を許可する外国人の総数及び国籍
- (b) 次の暦年度において入国を許可し得る国籍別外国人の数、その他入国について設ける条件

(2) 前項 (b) 号にいう人数はすべての国籍について同数とする。

(注) 1934 年以降入国を許可する外国人の総数を毎年 12000 人とし、15 グループによる各国籍別許可数を 800 人と定めたが、1949 年に総数を 4000 人とし 7 グループによる各国籍別許可数を 600 人以下に改めた。

第 18 条 b (1) ある暦年度において、入国を許可された外国人の総数が

第 6 章 出入国関係法

第 18 条 a 第 1 項 (a) 号に定められた人数以下の場合に限り、同項 (b) 号により定められた国籍別人数は、当該暦年度以前の連続 10 年間にインドネシアに入国を許可された当該外国人の合計数の最高 10 分の 1 までを増加することができる。

(2) ある暦年度終了時まで第 18 条 a 第 1 項 (a) 号に定める制限数に達した場合は、その以後は同項 (b) 号に定める許可数に未だ達しない国籍の外国人のみに、その不足の人数まで入国を許可することができる。

第 19 条 総督は、本条令の適用を免除する特別の権限を有する。

第 20 条 (1) 本条令及びその施行上必要な規定のほか、その円滑なる実施を保障するためさらに規定を必要とするときは、総督がこれを定める。

(2) 総督は、インドネシア人と同程度に属する労働者に対しては、本条令とは別の特別規定を定めることができる。

(註) 第 2 項にいう労働者とは、外国人たる契約労働者を意味し、このために外国からの契約労働者のための入国規則を設けることを意図したものである。

第 2 節 1957 年インドネシア共和国査証事務処理規程

(1957 年外務省訓令、10 月 1 日施行)

第 1 章 総 則

第 1 条 インドネシア共和国に対する入国査証を次の如く定める。

- (イ) 外交査証 (Visa Diplomatie)
- (ロ) 公用査証 (Visa Dinas)
- (ハ) 儀礼査証 (Visa Kehormatan)
- (ニ) 手数料免除査証 (Visa Bebas-bea)

- (ホ) 永住査証 (Visa Berdiam)
- (ヘ) 準永住査証 (Visa Berdiam-Sementara)
- (ト) 訪問査証 (Visa Kundjungan)
- (チ) 観光査証 (Visa Turis)
- (リ) 通過査証 (Visa Transit)
- (ヌ) 数次往復査証 (Visa untuk beberapa perdjalananan)

- 第 2 条 (1) 査証は、その査証に記載された者に対してのみ有効とする。
- (2) 査証は、有効な旅券に対してのみこれを発給する。
- (3) 第 1 条 (ホ) 乃至 (ヌ) の査証には、それぞれ所要の手数料を徴収した旨を記入しなければならない。
- (4) 査証発給後不都合な事由の生じた場合には、当該査証は外務大臣または移民局長、もしくは在外公館長自身の決定に基づきこれを取消することができる。
- 在外公館長が査証を取消した場合は、外務大臣及び移民局長にその理由を速やかに報告しなければならない。
- (5) 在外公館長は、第 4 項の査証の取消しに関し速やかに当事者に通知するものとする。

第 2 章 外交査証、公用査証、儀礼査証及び手数料免除査証

- 第 3 条 (1) 外交査証、公用査証、儀礼査証及び手数料免除査証は、外務大臣が定める別段の規定のある場合を除き、在外公館長は自己の責任においてこれを発給することができる。
- (2) 外交査証は、インドネシアに入国を希望する者で、外交用務または外交資格を有する者に与える。
- (3) 公用査証は、当該外国政府の公務またはインドネシア共和国の利益の

第 6 章 出入国関係法

ため特別の任務を遂行するため、もしくは国際連合より派遣されてインドネシアに入国を欲する者で、その任務が外交上のものでない者に与える。

(4) 儀礼査証は、インドネシアにおける滞在期間が3カ月以下で、在外公館長が必要と認める次の者に与える。

(イ) 在外公館と同館の管轄区域の外国機関との間の友好関係を維持するため発給する必要のある者

(ロ) 公式の国際会議に出席する者

(5) 手数料免除査証は、インドネシアにおける滞在期間が3カ月以下で、外交査証、公用査証または儀礼査証を与えることができない者で、在外公館長が一種の特典としてその査証の発給を必要と認めた者に付与される。

(6) 在外公館長は、最長6カ月を超えない一定の期間内で数次往復の外交査証または公用査証を与えることができる。

(7) 外交査証、公用査証または儀礼査証を発給する場合はいずれも、在外公館長は、本規程付届A号の申請書を同封し、航空便でその旨外務大臣に通報しなければならない。もし必要と認められる場合は、通報は電信により、申請書は航空便で追送する。

(8) 手数料免除査証を発給する場合は、在外公館長は本規程付届に定める形式に従い、2通の申請書を添付して直接中央移民局長にその旨通報しなければならない。

(9) 外交査証、公用査証、儀礼査証は次の通り記載する。

(旅行または滞在の場合)

○ 密査公館名……………

○ 氏 名……………

○ インドネシアにおける滞在期間……………

○ インドネシアへの1回限り(数次)有効の旅行……………

- 旅券が有効なる限り本日付より 4 カ月間有効
- (通過の場合)
- 審査公館名……………
 - 氏 名……………
 - インドネシア経由の目的地名……………
 - 旅券が有効なる限り本日付より 4 カ月間有効
- (10) 手数料免除査証の記載事項は本規程付属 D 号による。

第 3 章 永住査証

第 4 条 (1) 永住査証とは、インドネシアの滞在期間が 2 年以上にわたるもので、申請者の居住地を管轄区域とする在外公館長に申請する。

(2) インドネシア共和国が在外公館を未だ設置していない国に居住する者の永住査証の申請は、最寄りのインドネシア共和国在外公館を経由してこれを行う。

第 5 条 この査証の申請は、本規程付属 C 号に従い、6 通の申請書に記入及び署名してこれを行う。

第 6 条 (1) 在外公館長は自己の責任において、次に該当する者の査証申請はこれを直ちに拒否することができる。

(イ) 中央移民局長または外務大臣により好ましからざる人物の疑いを受ける者

(ロ) 在外公館長がインドネシアの治安、秩序、衛生または風紀を乱すおそれがあるとみなす者

(ハ) インドネシアにおいて自己と家族にとって十分の生計を営むに足ることを証明することができない者

(2) 在外公館長は、本条第 1 項所定の査証の拒否を行う場合には、拒否の

第 6 章 出入国関係法

理由を附付し、5 通の関係書類を同封して速やかにその旨を中央移民局長に通報しなければならない。

第 7 条 在外公館長は、第 6 条に従い即時査証の拒否をしなかった場合の申請書は、査証の可否の決定に参考となるべきすべての事項及び公館長の意見を添付し、申請者の経費負担により遅滞なく直接移民局長宛航空便により 5 通を郵送しなければならない。

第 8 条 (1) 移民局長は、許可または拒否のいずれの場合でも、航空便または申請者の要請あるときは、その費用負担により電信で公館長に通知しなければならない。

(2) 申請書を送付した在外公館の要請に基づき、移民局長の決定は他のインドネシアの在外公館に通報することができる。

(3) 在外公館長は、移民局長の決定を申請者の要請と費用負担により他の在外公館長に通報することができる。

(4) 移民局長は、在外公館長に対し、事前に在外公館長に査証の申請が行われない場合でも査証を発給しうる権限を与えることができる。

第 9 条 (1) 在外公館長は、移民局長の許可に基づき、本規程付属 D 号に従い、有効な渡航証明書に査証を記載する。

(2) 移民局長の許可は、他に別段の規定がある場合を除き、この査証はその発給日より 4 カ月目の日をインドネシア到着の最終日として記入する。

査証は、許可のあった日から 4 カ月以内に取得されなければならない。

(3) 査証は、前項に定められた期間内にその取得、または当事者がインドネシアに入国をしなかった場合は、移民局長から右期間の延長の許可を得た場合を除きその効力を失う。

(4) 永住査証は、有効な旅券に付与される。

(5) 申請者が本条第 4 項に記載する旅券を所有することができない場合

第 2 節 1957 年査証事務処理規程

は、申請者が何時でもいずれかの外国に入国を許可されることを証する有効な渡航証明書に査証を付与することができる。

第 10 条 在外公館長は、インドネシア国以外で出生した子供で、査証または有効な帰国許可を有する両親とともに入国を希望する者には、その両親が査証の申請を行った後に出生したかまたは有効な帰国許可を取得した後出生した場合に限り査証を与えることができる。

第 11 条 在外公館長は、査証を発給する場合、当事者に対し査証を有する場合でもインドネシアへの上陸及び入国許可の問題はなお移民局長の権限に属し、且つ入国が所定の期間内に行われなかった場合には、その査証は無効となるべきことを通知しなければならない。

第 4 章 準永住査証

第 12 条 (1) 準永住査証とは、3 カ月以上 2 年以下の期間インドネシアに滞在する査証をいう。

(2) インドネシア滞在が 1 年以内の準永住査証は、申請者において往復切符またはインドネシアから出国しうることを示す他の証明書を提示した場合、これを発給することができる。

(3) 準永住査証は、移民局長が本条第 1 項記載の期間の査証を与える権限を付与した場合に限り、永住査証の申請者に対してもこれを付与することができる。

第 13 条 準永住査証には第 3 章第 4 条の規定を適用する。

第 5 章 訪問査証

第 14 条 (1) 訪問査証とは、インドネシアを訪問するためのもので申請者の居住する地域を管轄する公館長に申請することができる。

第 6 章 入国関係出法

(2) 訪問査証の期間は、原則として 3 カ月を超えないものとする。

第 15 条 (1) この査証の申請は、本規程付属 E 号に従い 4 通の申請書を作成し、且つこれに署名して行う。

(2) 第 6 条に基づき即時拒否しなかった申請書は、その可否決定の参考となるべき事項と意見とを添付し、且つ申請者の経費負担により遅滞なく直接移民局長宛 3 通を航空便で郵送しなければならない。

第 16 条 訪問査証は、在外公館長が当該申請者につき下記事項を確認した場合に発給することができる。

(a) 査証の失効後他の外国への入国許可を有することが確実であること

(b) 査証に記入された期間内にインドネシアから出国しうる往復切符または他の証明書を所有していること。

第 17 条 訪問査証には第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定を適用する。

第 18 条 (1) 在外公館長は、自己の責任において外務大臣の定める条件に従い 5 週間以内の訪問査証を与えることができる。

(2) 発給の査証が 30 日を超えない場合は、上陸金はこれを徴収しない。

(3) 在外公館長の権限に届づく査証は発給の日より 4 カ月間有効とする。

第 6 章 観光査証

第 19 条 在外公館長は、移民局長の定める他の規定がない限り、自己の責任において 30 日を超えない期間で専ら観光の目的でインドネシアに入国を希望する者に観光査証を与えることができる。

第 20 条 (1) 観光査証の申請は、本規程付属 F 号に従い 3 通の申請書を作成しこれに署名し集団または個人別に行う。

(2) 申請書を受理した在外公館長は、申請の信用及び申請者がインドネシ

アから出国しうる保証の有無に因して調査しなければならない。

(3) 観光査証には第 6 条及び第 16 条の規定を適用する。

第 21 条 在外公館長は、申請受理後遅滞なく申請書 2 通を直接移民局長宛航空便で郵送しなければならない。

第 22 条 観光査証は、当該申請書において査証発給の日より 6 カ月以内にインドネシアに入国しない場合はその効力を失う。

第 23 条 (1) 在外公館長は、赤インクで G 号に従い有効な旅券またはその他の渡航証明書に査証する。

(2) 団体観光は、本規程付属 G 号に従い申請者名簿に記載される。但し申請者名簿は各頁毎に 25 名を超えてはならない。

第 24 条 すべて観光査証は、1 人につき 25 ルピア相当の入国税と各査証につき 12 ルピア 50 セン相当の領事官手数料を外貨で徴収する。但し上陸金は徴収しない。

第 7 章 通過査証

第 25 条 (1) 在外公館長は、船舶、飛行機の乗換えまたは乗組員としてインドネシアに入国する者で入国後 5 日以内にインドネシアから出国することが証明できる場合は、自己の責任において通過査証を発給することができる。

(2) 通過査証は、船舶または飛行機がインドネシア各港に 5 日を超えない期間碇泊する場合、その船舶または飛行機の碇泊中上陸滞在を希望する者にも付与される。

(3) 申請は本規程付属 H 号に従い 2 通の申請書に記入して行う。

第 26 条 (1) 通過査証には次の通り記入する。

通過査証

第 9 章 出入国関係法

(転船, 上陸滞在, 乗組員)

インドネシア滞在期間は 5 日以内

旅行者氏名……………

目的国名……………

渡航証明書がある場合

インドネシアへの入国の最終日……

……月……日……において発給

(公館印)

(署 名)

(氏 名)

(官 職)

(2) インドネシアへの入国期日は, 査証発給の日より起算して 4 カ月を超えてはならない。

第 8 章 数次往復査証

第 27 条 在外公館長は, 6 カ月の期間内にインドネシアへ数次旅行することを証明できる者には, 移民局長の許可を得た後, 数次往復査証を発給することができる。

第 28 条 数次往復査証には第 9 条第 1 項を除く第 3 章の各条項を適用する。

第 29 条 数次往復査証には次の通り記入する。

インドネシアへの数次往復査証

……………

本日より 6 カ月の期間

旅行者氏名……………

移民局長許可 月 日第 号

19……年 月 日……において発給

(公館印) (署 名)
 (氏 名)
 (官 職)

第 9 章 付 則

第 30 条 (1) 査証の申請者は、電信料及びその他の郵便料を在外公館に支払わなければならない。

(2) 発給する各査証の下に次の通りスタンプを押す。

支払済：

領事館手数料：……………

移民税：……………

上陸金：……………

合 計……………

第 31 条 第 30 条は外交査証、公用査証、儀礼査証及び手数料免除査証についてはこれを適用しない。

第 32 条 (1) 査証申請及び期間延長の申請に関する在外公館長と移民局長との文書の往復は直接これを行うことができる。

(2) 文書の直接往復の場合には、常にその写を外務大臣に送付しなければならない。

第 33 条 本規程に定められていない事項は、移民局長がこれを決定する。

但し、外交、公用及び儀礼査証に関する事項を除く。これらの事項は外務大臣がこれを決定する。

第 34 条 本規程は 1957 年 10 月 1 日より施行し、1954 年の査証規程はこれを廃止する。

第 3 節 外国人に対する取締法

(Undang-undang Pengawasan Orang Asing)

(1953 年法令公報 No. 64 をもって公布

同年 10 月 20 日施行)

第 1 条 司法大臣は、インドネシアに滞在する外国人に対し監督を行う。

第 2 条 第 1 条にいう監督を実施するため、司法大臣は外国人監督委員会 (Organisasi Pengawas Orang Asing) を設ける。同委員会の任務及び権限は政令をもって定める。

第 3 条 (1) 第 2 条にいう監督に関しては、政令をもって定める。本規則違反に対しては 1 年以下の禁錮または 10 万ルピア以下の罰金刑に処する。

(2) 前項の処罰事項は犯罪とみなす。

第 4 条 インドネシアに滞在するすべての外国人は、本人の人物に関する資料の入手に関し必要な情報の提供及び協力をしなければならない。

第 5 条 (1) 司法大臣は、公共の秩序、道徳または福祉に危険と認める外国人またはインドネシアに滞在する外国人に適用する規則を遵守しない外国人に対し、次の措置を行うことができる。

(a) インドネシアにおける一定の場所を居住地とする指定

(b) インドネシアの一定地域に対する滞在の禁止及びその地域からの退去命令

(c) インドネシアからの追放。本人がインドネシア国の永住権者である場合も含む。

(2) 前項に定める権限に基づく司法大臣の決定書には、その動機と理由を示さなければならない。

第4節 外国人对登録令

(3) 本条第1項(C)号によりインドネシアから追放される外国人は、予め仮留置をなし、本人は弁護する機会が与えられる。この留置は1年以上にわたることはできない。

(4) 本条第1項の規定は、当該外国人が既に処罰事項に関係なく、且つインドネシア共和国に対するすべての義務を履行したときは、本人の負担においてインドネシアを退去する権利を否認するものではない。

第6条 (1) 第5条第1項の適用を受け、且つインドネシア国民とみなされる者は、居住地を管轄する裁判所に前条の規定の適用を受くべきものでない旨の申請を行うことができる。

(2) 本条第1項にいう権限を有する裁判所は高等法院とする。

第7条 本法律は次の者には適用しない。

(a) 外国の外交官及び領事官

(b) 国際機関の公務員で前号に掲げる者と同等の地位に該当する者

第8条 本法は「外国人に対する監督法」と称し公布の日より施行する。

第4節 外国人登録令

(Peraturan Pemerintah tentang Pendaftaran Orang Asing)

(1954年政令 No. 32. 4月24日施行)

第1条 司法大臣は、インドネシアの全領域に対し外国人の登録を命じその登録を管理する。

第2条 (1) インドネシアに居住する外国人は、司法大臣の指定する官吏に登録しなければならない。

(2) インドネシアに入国した外国人は、インドネシアに入国の日より起算

第 6 章 出入国関係法

して 1 週間以内に登録しなければならない。

- (3) 既にインドネシアに居住する外国人は、本政令施行の日より起算して 6 カ月以内に登録しなければならない。
- (4) 司法大臣は、一定地域の状態により必要ある場合は、本条第 3 項にいう 6 カ月の期限を当該地域に対し延期することができる。

第 3 条 第 2 条に定める登録義務は、次の場合これを免除する。

- (a) インドネシアに 3 カ月以内を期限とする一時滞在許可証を有する者
- (b) 年齢満 2 歳以下の児童に代る両親または後見人
- (c) 外国人監督法第 7 条に定める外国人で自己の職務に従事する者

第 4 条 (1) 外国人は、その姓名、国籍、職業、戸籍上の地位、その家族の姓名に関しすべての陳述を行い、且つ写真、指紋及び本人を認知する上に必要なその他の資料の提供に協力をする義務を有する。

(2) 外国人は、本条第 1 項にいう事実の変更に関し 14 日以内にその旨を届出る義務を有する。

第 5 条 既に無効となった入国許可証の所有者は、14 日以内に本人自らまたは郵便により且つ本人の負担においてその居住地の移民局長または司法大臣の指定するその他の官吏にこれを送達する義務を有する。

第 6 条 登録方法は追って司法大臣がこれを決定する。

第 7 条 本政令第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条に基づき司法大臣の定める規定により課せられた義務を履行しないかまたは完全に履行しない者は、1 年以下の禁錮または 10 万ルピア以下の罰金に処する。

第 8 条 本政令施行の日に既に無効となった入国許可証を所有する者は、第 5 条の規定に従いその期日より起算し 14 日以内にこれを返送する義務を有する。

第 9 条 本政令は公布の日よりこれを施行する。

第 5 節 外国人登録方法に関する規定

(Peraturan Tjara Pendaftaran Orang Asing)

(1954 年付司法省令 No. J. M 2/17/2, 6 月 1 日施行)

第 1 条 インドネシアに居住する外国人の登録事務を行う官吏として移民局長を指定する。

第 2 条 (1) 中央移民局及び各移民局に『外国人登録課』と称する 1 課を設ける。

(2) 移民局長は、さらにその定める場所と時期に、移民官をもって『移動班』と称する 1 つの交替当番制の登録官の班を組織することができる。この班の任務の遂行に関しては当該地方行政、当局及び警察の協力を求めることができる。

第 3 条 (1) インドネシアに 3 カ月以上滞在する外国人は、移民局長の指定する官吏の交付する申告書正副 2 通に記入の上登録するものとする。

(2) この申告書は、本人において記入署名の上、その 1 通に 9 ルビアの印紙を貼付して第 1 項にいう官吏に提出して移民局長に届出るものとする。

第 4 条 (1) 未成年者または被保護人の法定代理人は、未成年者または被保護人を別個に登録しなければならない。

(2) 病院または刑務所にいる外国人については、病院長または刑務所長を経て登録の義務を履行し、または 1954 年外国人登録令第 5 条第 2 項にいう届出を行わねばならない。

(3) 本条第 1 項にいう法定代理人の変更の場合には、新たな法定代理人は移民局の必要とする申告書を提出しなければならない。

第 5 条 登録審査のため移民局長の指定する担当官は、外国人に対し入国許

第 6 章 出入国関係法

可書類、旅券またはその他の書類を携帯して出頭すべきを命ずることができる。

第 6 条 外国人が、第 5 条にいう出頭の際有効な入国許可証を提出することができないかまたはこれを帶有しないかもしくは未だ所有していない場合に、その審査の結果 500 ルピアの罰金を支払えば居住証明書または入国許可証を交付することができるときは、当該外国人は前記居住証明書または入国許可証を受領することができる旨をその登録証明書に記入するものとする。

第 7 条 本規定は 1954 年 6 月 1 日よりこれを実施する。

第 6 節 外国人の定住に関する緊急法律

(Undang-undang darurat tentang Kependudukan Orang Asing)

(1955 年緊急法律 No. 9. 6 月 9 日施行)

第 1 条 本法における用語を次の如く定める。

- (a) 「居住 (Bertempat Tinggal)」とは、入国許可規則に基づく入国許可によりインドネシアに居住することをいう。
- (b) 「子供 (Anak)」とは、年齢 18 歳未満で未婚の嫡出子、実子として認知されまたは法律上縁組した子供をいう。
- (c) 「妻 (Isteri)」とは、法律上正当且つ寝食を別にしていない正妻をいう。

第 2 条 外国人でインドネシアに定住するときまたは定住している限り、その外国人は、インドネシアの住民 (Penduduk) とする。

第 3 条 (1) 外国人でその入国許可期限満了後インドネシアに居住する許

第 6 節 外国人の定住に関する緊急法律

可を得た者は、インドネシアに定住しているものとする。

居住許可は爾後これを定住許可と称する。定住許可は、既に引続き 15 年にわたりインドネシアに居住する外国人に対してのみこれを発給することができる。但し、本規定は第 6 条第 2 項の規定に抵触するものではない。

- (2) 外国人の妻は、婚姻の継続している限り、本人がインドネシアに居住した時からインドネシアに定住しているものとみなす。
- (3) インドネシアに定住している父、父が不明であるかまたは既に父がないときはインドネシアに定住している母を有する子供は、インドネシアに居住した時からインドネシアに定住しているものとみなす。
- (4) 定住許可を取得していない外国人に対しては、インドネシアから退去を命じなければならない。

第 4 条 (1) インドネシアに定住する外国人は、司法大臣の指定する官吏から定住許可証の交付を受けなければならない。

(2) 定住許可証を取得するため、本人については 500 ルピア、第 3 条、第 2 項及び第 3 項にいう妻及び子供についてはそれぞれ 300 ルピアを支払わなければならない。

(3) 後見または保護の下にある外国人については、その後見人または保護者が本人に代って定住許可証の申請を行わねばならない。但し後見人または保護者が法人である場合はその管理人がこれを行う義務を負う。

第 5 条 外国人で次の事項に該当するものは、既にインドネシアに定住していないものとする。

- (a) 定住の権利を放棄したもの
- (b) 引続き 18 カ月以上外国に滞在するもの
- (c) 外国滞在中に司法大臣の定める規定に従いインドネシア共和国の代表者に申告の義務を履行しないとき

第 6 章 出入国関係

(d) 外国においてインドネシアにおける定住の資格と同等の身分を取得したとき

(e) 国外追放を受けたとき

(f) インドネシアに居住中扶養する夫がないため外国に出国したとき

第 6 条 (1) 第 3 条第 1 項にいう外国人にして、第 5 条の理由により既にインドネシアに定住しないものが再びインドネシアに居住するときは定住許可を取得することができる。

(2) 本条第 1 項の許可は、いずれの場合にもこれを下付することができる。

(3) 第 4 条の規定は、本条第 1 項の定住許可を取得する者にもこれを適用する。

第 7 条 (1) 第 4 条の規定に違反した者は、1 年以下の禁錮及び（または）10 万ルピア以下の罰金に処する。

(2) 本条第 1 項にいう処罰事項はこれを犯罪とみなす。

第 8 条 定住許可に関し本法施行以前に交付した移民関係書類は、追って司法大臣の定める時にその効力を失うものとする。

第 9 条 本法は公布の日からこれを施行する。

第7章 インドネシア政府の新通貨措置

スカルノ大統領内閣は、累年の赤字財政及び流通通貨の膨脹によるインフレの悪化に基づく財政金融面の非常対策として、

- (1) 高額紙幣のデノミネーション
- (2) 銀行預金の凍結
- (3) 輸出入制度の簡素化を目的とする BE 制度の廃止並びに輸出入賦課金の改正
- (4) 対米為替公定相場の改正

に関する緊急措置を次の通り決定し 1959 年 8 月 25 日より実施した。

I 高額紙幣価値の切下げに関する大統領決定 (政令)

第 1 条 現在流通中の 500 ルピア及び 1000 ルピアの紙幣の価値は、本規定実施の時よりそれぞれ 50 ルピア及び 100 ルピアに切下げる。

第 2 条 第 1 条に定める紙幣は、新価値をもって新たにこれに代るべき紙幣と引換えられる時まで引続き正規の通貨とみなされる。

第 3 条 第 2 条の規定の実施及びその他の事項に関しては財務大臣及び財務副大臣において定める。

本政令は 1959 年 8 月 25 日ジャワ時間午前 6 時より実施する。

II 銀行預金等の凍結に関する大統領決定 (政令)

第 1 条 政府経営たると民間経営たるとを問わずすべての銀行の支配人は、個人名義たると法人または行政当局もしくは軍当局名義たるとを問わず一切の預金の一定部分を凍結する義務を負う。

第 7 章 新通貨措置

第 2 条 第 1 条に定める預金とは、定期預金たると当座預金または振替口座の残高たるとを問わず、本政令実施の時に当該銀行の帳簿に記入されている預金をいう。

第 3 条 第 1 条に定める一定部分とは、各預金の 25,000 ルピアを超える合計の 90% とする。

第 4 条 各銀行はできるだけ速やかに第 1 条、第 2 条及び第 3 条に定める事項に関する完全なる報告を財務大臣または財務副大臣に提出しなければならない。

第 5 条 凍結される預金は、預金者に対する長期の政府公債に替えられる。

第 6 条 政府は社会団体、宗教団体及び公的団体に対し、これら団体の申請に基づき凍結規定の一部または全部を免除することができる。

第 7 条 預金の凍結を受けた預金者に対し一定の目的のため融資または緩和措置を認めることができる。

一定の目的とは、政府の財政及び経済上の政策に順応するものでなくてはならない。

第 8 条 (1) 第 1 条、第 2 条、第 3 条及びその他本政令の規定に違反する行為を行う者に対しては 2 年以下の懲役及び(または) 1 万ルピア以下の罰金に処する。

(2) 本条第 1 項に定める行為は刑事犯とする。

第 9 条 本政令の実施に関する事項はさらに財務大臣または財務副大臣においてこれを定める。

第 10 条 本政令は 1959 年 8 月 25 日ジャワ時間午前 6 時より実施する。

III 輸出入制度簡素化を目的とする BE 制度廃止及び輸出入追加金の改正

第 7 章 新通貨措置

1957 年 6 月 20 日より実施中の BE 制度 (Bukti Expor 輸出証明書) (後述の (註) 参照) を廃止し、輸出に対し新たに PUEKS と称する輸出追加金を徴収する。

輸入に対しては、従来の TPI (輸入追加金) に代り新たに PUIM と称する輸入追加金を徴収する。

以上の決定は政令をもって定め 1959 年 8 月 25 日より実施する。この政令の実施に関する事項は財務副大臣が定める。

輸出入追加金の徴収方法

- (1) 輸出追加金 (PUEKS) 輸出商品の売主は政府に対し売値の 20% の輸出追加金を納入しなければならない。
- (2) 輸入追加金 (PUIM) 輸入商品を次の 6 種類に分類する。輸入業者は政府に対し次の税価による輸入追加金を納入しなければならない。

第 1 類	0%	第 2 類	25%
第 3 類	50%	第 4 類	100%
第 5 類	150%	第 6 類	200%

IV 対米為替公定相場改正に関する政令

第 1 条 ルピア貨の外国通貨に対する相場を次のように定める。

45 ルピアを USA \$ 1 相当値とする。

第 2 条 本政令は 1959 年 8 月 25 日より実施する。

V 新通貨措置に関する政府の説明

(1) 高額紙幣価値の切下げ 高額紙幣価値の切下げは、銀行預金の一部凍結とともにその主たる目的は、1957 年及び 1958 年に激増した通貨流通高の収縮にある。

第7章 新通貨措置

通貨の激増は、輸出入及び国内商取引等における各種違法や闇取引等とも関連して直接国家の財政経済に損害を与える等多数の問題を生じ、その結果国家の外貨収入及びその其他国家歳入の激減を招来し、国家予算の赤字は膨脹し外国借款によっても赤字の僅少部分しか埋め得ない状態となった。

かかる事態に対処するため次々と通貨の増発が重ねられた。さらに政情の不安定と中央地方間の交通難の結果一部の者に対し、平時では不可能の闇取引により莫大の利益を吸収する絶好の機会を与えた。輸入商品を優先的に治安対策関係の需要に充てたため、一般需要に対する品不足に伴い不正悪用の機会は一層増大し、国産品の相場も暴騰した。

かくて政府は、不正の徒輩と関係のない国民大衆の利益を守るための非常手段をこの上躊躇することができなくなった。今回の非常措置は国家に対し納税の義務を怠り多額の財を貯蔵している人々に対する特別課税とみることができ、最近では、僅少の例を除き国民大衆で高額紙幣を所有するものはない。従って国民大衆はこの措置により殆んど被害を受けることはない。

さらにこの措置により配給面における闇金の投機活動力を減退せしめる。

今回の措置で銀行券の流通高は約 85 億ルピアの縮小を予想される。

(2) 銀行預金の凍結 預金の一部凍結は高額紙幣価値の切下げと不可分の措置と見るべきである。

政府は凍結預金の一部は適當の利子を付する長期国債に換える意向である。この整理資金による投資は、綜合開発計画における政府の指導経済政策に最も適當するものであり、この投資は本内閣の緊急政策たる衣料食料優先計画に利用することができる。

さらに政府は、凍結預金者に対し、政府の政策にそう生産の増強に関する事業に必要とするものには、融資その他便宜を与える方針である。この便宜は、輸出推進のための事業及び中小工業を優先し、中小工業は原材料の輸入

等外為事情を不利にしないもの、または公債を担保として融資を受けるものを優先せしめる。また、一般預金者、特に小口預金者のために凍結免除点を25000ルピアとしたことは妥当と考える。今回の凍結措置によって約35億ルピアを整理し得るものと予想される。

(3) BE 制度の廃止 政府は、政治経済及び軍部内の不安動揺が漸く安定に向いつつある現状では、最早BE制度の継続は必要でないとの結論に達した。BE制度は、原則的にはルピア貨の対外価値をBEの需給関係により定めんとするものであり、従来の推移から見ても、投機や不自然な貿易状態によってもBE制度は妨害されなかったのであるが、政府が一層積極的な政策を行わんとする指導経済主義の理念とBE制度とはマッチせず、また実際にはBEの公定率を332%に釘付けした時からこの制度は凍結されている。

BE制度の廃止により貿易制度の簡素化が実現し、一層政府の財政経済政策に合致することになる。ルピア貨の価値は慎重に現状のみならず将来のことも考慮して決定したものである。

現状で見ると、現在の賃金、物価、運賃等から見て輸出物産の出廻りの増加が期待される。或る種の物資は、国内相場と輸出により入手するルピア価との間にディスパリティーがあるが、これは生産費によるものではなく投機的要因によるものである。しかしこの相場差は輸出を阻害している。

オランダ企業、特に輸出商品生産事業の国有化の結果今回の措置で利益を受けるものは同業企業、国民企業及び国民輸出業者であり、このことはオランダ企業国有化以前の事態とは異なる。

(4) 輸出及び輸入課金 この賦課金はBE制度の廃止と関連し、輸入賦課金を従来のTPI(臨時輸入賦課金)と同率の輸入課金に改める必要を認めたのである。ただ税率の増加したのは、緊急でない商品の部類で、もし必要と認める場合は、政府は現在輸入米に与えているように、衣料、食料計画に

第7章 新通貨措置

関係ある緊急商品に対しては補助金を与える機会を設けるであろう。

(註1) BE制度とは、貿易の不調対策として輸出奨励のために設けたもので、輸出業者に対し輸出手続終了後税関から輸出証明書 (Bukti Expor) を交付し、輸出業者はこれを銀行に売りルピア貨を受取る。この場合輸出者は、BEの売却高の20%をBE税として納入する。また、輸入業者は、輸入申請の際輸入商品のC & F価格のルピア対価に相当額のBEを必ず添付提出せねばならない。即ち輸入を輸出にリンクする制度である。

BEの需給関係上、BEの市場相場は常に変動するが、輸出入の関係上BEの需要が供給よりも多いためBE相場は騰貴するのが普通である。BE相場は当初220%に公定されたが続騰を続けたので1958年始め332%に釘付けされた。

以上のように、輸出者は、例えば1万ルピア相当額の輸出に対し220%の場合BEの売却により22,000ルピアから20%の税金を差引き手取り17,600ルピアの金を受取るのである。これに反し、輸入者は仮に1万ルピアのC & F価格の商品を輸入するためには22,000ルピアのBE買入費を加えた32,000ルピアを支払わねばならないことになる。

(註2) 政府は新通貨措置により、流通通貨約85億ルピアと銀行預金約35億ルピア合計約120億ルピアを取縮し得ると予想を発表したが、現実にはこの予想は裏切られている。

新措置発表直前のインドネシア銀行の週報によれば流通高と預金勘定の合計は299億ルピアに対し、次の週報では右合計222億となり77億ルピアを減少したが、それ以後は増加の一途を続け年内に措置以前の状態に戻ることは避けられない現状である。高額紙幣のデノミで甚大の打撃を受けたのは、外国人特に準備であることは勿論であるが、政府の予想に反し農漁民を始め一般国民の間にも、家畜、魚その他の売上金等多額の高額紙幣を所有していたものが多く、その被害は相当に上り各種の悲劇が伝えられている。さらに地方自治体、公共団体及び民間業者に対する融資も巨額に上り、このため通貨の流通高はますます増加しつつあり、結局新措置は所期の効果を挙げることはできないものと見られる。

RANTJANGAN
UNDANG-UNDANG No. TAHUN 1958
TENTANG
PENANAMAN MODAL ASING.

PRESIDEN REPUBLIK INDONESIA,

Menimbang: bahwa untuk mempertcepat pembangunan ekonomi Indonesia serta memperbesar produksi nasional guna mempertinggi tingkatan penghidupan rakyat, sangat diperlukan modal;

bahwa modal yang didapat di Indonesia pada waktu ini belum mentjukupi, sehingga dianggap berfaedah menarik modal asing untuk ditanam di Indonesia;

bahwa perlu diadakan ketentuan-ketentuan yang djelas untuk memenuhi kebutuhan akan modal guna pembangunan nasional, disamping menghindarkan keragu-raguan dari pihak modal asing.

Mengingat: pasal 38 ayat 2 dan 3 Undang-undang Dasar Sementara Republik Indonesia.

Dengan persetujuan Dewan Perwakilan Rakyat;

Memutuskan:

Menetapkan:

Undang-undang tentang Penanaman Modal Asing di Indonesia.

Bab I.

UMUM.

Pasal 1.

Jang dimaksud dalam Undang-undang ini dengan:

- (1) Produksi : ialah tiap usaha yang menjebabkan tertijptanja barang-barang dan djasa-djasa;
- (2) Perusahaan : ialah suatu gabungan antara usaha dan

- alat-alat untuk mentjiptakan barang-barang dan djasa-djasa;
- (3) Pengusaha : ialah perseorangan atau badan hukum jang memiliki perusahaan seluruhnja atau sebagian;
 - (4) Pengusaha asing : ialah pengusaha bukan warga negara Indonesia atau badan hukum jang dianggap asing oleh Dewan, jang memiliki perusahaan seluruhnja atau sebagian;
 - (5) Dewan : Dewan Penanaman Modal Asing sebagai termaksud dalam pasal 18;
 - (6) Modal asing : modal sebagai termaksud dalam pasal 14.

Bab II.

LAPANGAN KERDJA BAGI MODAL ASING.

Pasal 2.

Modal asing diperkenankan bekerdja dalam lapangan produksi dengan pembatasan-pembatasan terhadap djenis perusahaan termaksud dalam pasal 3, dan mengingat ketentuan termaksud dalam pasal 4.

Pasal 3.

(1) Perusahaan-perusahaan:

- a. Kereta Api,
- b. Telekomunikasi,
- c. Pelajaran dan penerbangan primair dalam negeri,
- d. Pembangkitan tenaga listrik,
- e. Irigasi dan air minum,
- f. Paberik mesiu dan sendjata,
- g. Pembangkitan tenaga atom,
- h. Pertambangan bahan-bahan vital,

tertutup bagi modal asing.

(2) Ketentuan dalam ayat 1 tidak mengurangi hak Negara untuk menggunakan modal asing dalam bentuk pindjaman atau dengan perdjandjian khusus.

Pasal 4.

(1) Perusahaan jang lazim dikerdjakan oleh warga negara Indonesia tertutup untuk modal asing.

(2) Djenis perusahaan termaksud dalam ayat 1 ditetapkan oleh Dewan.

(3) Ketentuan dalam ayat 1 tidak mengurangi hak Dewan untuk menetapkan tjara kerdja sama dengan modal asing jang bertudjuan meninggikan mutu dan menambah produksi dalam lapangan perusahaan tersebut.

Bab III.

TEMPAT KEDUDUKAN.

Pasal 5.

(1) Perusahaan jang didjalankan untuk seluruhnja atau bagian terbesar di Indonesia sebagai kesatuan perusahaan tersendiri, harus dibentuk dalam suatu badan hukum menurut hukum Indonesia dan berkedudukan di Indonesia.

(2) Apakah suatu perusahaan didjalankan untuk seluruhnja atau bagian terbesar di Indonesia sebagai kesatuan tersendiri, ditetapkan oleh Dewan.

Bab IV.

PEMAKAIAN TANAH.

Pasal 6.

Hak tanah untuk industri.

(1) Untuk keperluan mendirikan perusahaan industri jang diang-

gap penting untuk Negara dapat diberikan hak atas tanah untuk waktu 20 tahun dengan nama hak bangunan.

(2) Waktu 20 tahun dapat diperpanjang berdasarkan keadaan perusahaan.

Pasal 7.

Hak tanah untuk perusahaan kebun besar.

(1) Untuk keperluan perusahaan kebun besar dapat diberikan hak atas tanah untuk waktu paling lama 30 tahun dengan nama hak usaha, didalam hal jang khusus, berhubungan dengan matjam tanaman perusahaan kebun besar jang bersangkutan dapat diberikan hak usaha untuk djangka waktu paling lama 40 tahun.

(2) Waktu termaksud dalam ajat 1 dapat diperpanjang berdasarkan keadaan perusahaan.

Pasal 8.

Sewa-menjewa/pakai.

Untuk keperluan perusahaan selain dari jang termaksud dalam pasal 6 dan 7 dapat digunakan tjara sewa-menjewa/tjara pakai untuk djangka waktu paling lama 10 tahun.

Pasal 9.

Hak bangunan, hak usaha dan hak sewa-menjewa/hak pakai diatur dalam suatu Undang-undang tersendiri.

Bab V.

PEMAKAIAN TENAGA.

Pasal 10.

(1) Dewan menetapkan djumlah tenaga bangsa asing jang dapat dikerdjakan dalam tiap-tiap perusahaan asing.

(2) Ketjuali djika ada alasan khusus terhadap pribadi seorang tenaga asing, maka tenaga demikian itu mendapat keleluasaan untuk masuk di, keluar dari, berdiam dan bekerdja di Indonesia menurut undang-undang dan peraturan-peraturan jang bersangkutan.

(3) Dalam penetapan termaksud pada ajat 1 ditentukan pula pendidikan dan penempatan tenaga bangsa Indonesia dan antjar-antjar waktu, dalam mana pendidikan dan penempatan tenaga itu harus diselesaikan.

(4) Dewan mengadakan pengawasan terhadap tjara pelaksanaan penetapan berdasarkan ajat 3.

Bab VI.

KELONGGARAN DAN DJAMINAN.

Pasal 11.

Padjak berganda.

Dengan perdjandjian internasional diusahakan pentjegahan pemungutan padjak berganda.

Pasal 12.

Padjak perseroan.

Undang-undang dan/atau peraturan-peraturan jang bermaksud memberikan keringanan pemungutan padjak perseroan, tjara penjusutan jang khusus atas barang modal, keringanan atau kompensasi kerugian khusus, pembebasan pemungutan bea meterai dan keringanan bea masuk atas alat perlengkapan dan bahan-bahan jang dibutuhkan dalam perusahaan berlaku pula untuk perusahaan asing.

Pasal 13.

(1) Kepada perusahaan industri asing dapat diberikan djaminan, bahwa perusahaanja tidak akan dimiliki oleh negara atau dirobah

mendjadi milik nasional, untuk djangka waktu paling lama 20 tahun.

(2) Djangka waktu sebagai termaksud pada ajat 1 mendjadi 30 tahun untuk perusahaan perkebunan besar asing.

(3) Sesudah djangka waktu djaminan berachir soal pemindahan milik ketangan pengusaha nasional dapat diatur oleh Dewan.

Bab VII.

SOAL TRANSFER.

Pasal 14.

Arti modal asing.

Dalam bab VII ini dan dalam pasal 4 ajat 3 jang diartikan sebagai modal asing ialah:

a. Alat pembajaran luar negeri jang tidak merupakan bagian dari kekajaan devisen Indonesia, dengan persetujuan jang berkuasa di Indonesia digunakan untuk pembiayaan perusahaan di Indonesia.

b. Alat-alat untuk perusahaan, termasuk penemuan-penemuan baru milik orang asing dan bahan-bahan, jang dimasukkan dari luar kedalam wilayah Indonesia, selama alat-alat tersebut tidak dibijai dari kekajaan devisen Indonesia.

c. Bagian dari hasil perusahaan jang berdasarkan undang-undang ini diperkenankan ditransfer, tetapi dipergunakan untuk membijai perusahaan di Indonesia.

Pasal 15.

Penetapan besarnja modal asing.

(1) Perusahaan asing jang didirikan setelah berlakunja undang-undang ini harus mengadakan pembukuan tersendiri dari modal asingnja.

(2) Untuk menetapkan besarnja modal asing maka djumlahnja

harus dikurangkan dengan djumlah-djumlah jang dengan djalan repatriasi telah ditransfer.

(3) Tiap tahun sebelum tanggal 1 Agustus perusahaan diwajibkan menjampaikan kepada Dewan suatu ichtisar dari modal asingnja.

Pasal 16.

Transfer untuk perusahaan.

(1) Dengan tidak mengurangi kemungkinan izin transfer berdasarkan pasal 17 dan tidak mengurangi ajat 3 pasal ini, jang dapat ditransfer dari hasil perusahaan ialah:

- a. keuntungan setelah dikurangi pajak-pajak jang harus dibayar di Indonesia.
- b. ongkos-ongkos berhubung dengan bekerdjanja tenaga asing dalam perusahaan menurut peraturan jang berlaku.

(2) Keuntungan dalam ajat 1 huruf a diartikan sebagai hasil perusahaan setelah dikurangi dengan semua ongkos jang perlu untuk mendapatkan dan memelihara hasil tersebut, termasuk penjusutan atas barang modal menurut kebiasaan dalam dunia perusahaan.

(3) a. Keuntungan dapat ditransfer seluruhnja djika seluruh modal terdiri dari modal asing.

b. Djika perusahaan sebagian terdiri dari modal asing transfer keuntungan diperkenankan menurut imbangannya antara modal asing dan modal Indonesia.

Pasal 17.

Transfer untuk repatriasi modal asing.

(1) Modal asing dapat diberikan izin transfer dalam valuta aslinja, setelah perusahaan jang bersangkutan bekerdja beberapa waktu menurut penetapan Dewan.

(2) Semua transfer lain yang tidak diperkenankan berdasarkan pasal 16 dipandang sebagai repatriasi modal asing.

Bab VIII.

DEWAN PENANAMAN MODAL ASING.

Pasal 18.

(1) Untuk melaksanakan Undang-undang ini, dibentuk suatu Dewan Penanaman Modal Asing terdiri dari:

- a. Menteri Perindustrian sebagai Ketua, merangkap anggota,
- b. Menteri Keuangan sebagai wakil Ketua, merangkap anggota,
- c. Menteri Luar Negeri, sebagai anggota,
- d. Menteri Perdagangan, sebagai anggota,
- e. Menteri Perburuhan, sebagai anggota,
- f. Direktur Jenderal Biro Perantjangan Negara, sebagai anggota dan
- g. Gubernur Bank Indonesia, sebagai anggota.

(2) Dewan menerima petundjuk-petundjuk dari Dewan Menteri dan bertanggung-djawab kepada Dewan Menteri.

(3) Dewan dibantu oleh suatu Sekretariat yang dibentuk olehnya.

Pasal 19.

Dengan tidak mengurangi kekuasaan Dewan dalam pasal-pasal tersebut diatas, Dewan dapat menentukan syarat-syarat dan mengadakan pengawasan yang dianggap perlu untuk melaksanakan undang-undang ini, sekedar kekuasaan itu tidak menjadi tugas pejabat lain.

Bab IX.

KETENTUAN PERALIHAN.

Pasal 20.

Sebelum terbentuknja Undang-undang yang dimaksudkan dalam

pasal 9 Undang-undang ini kepada pengusaha modal asing diberikan hak „erfpacht”, hak „opstal” dan hak „grondhuur” menurut peraturan-peraturan yang sekarang berlaku, dengan tidak mengurangi ketentuan mengenai batas-batas waktu yang ditetapkan dalam Undang-undang ini.

Bab X.

KETENTUAN PENUTUP.

Pasal 21.

Undang-undang ini mulai berlaku pada hari diundangkannya. Agar supaya setiap orang dapat mengetahuinya, memerintahkan pengundangan Undang-undang ini dengan penempatan dalam Lembaran-Negara Republik Indonesia.

Disahkan

di Djakarta, 1958.

Presiden Republik Indonesia,
SOEKARNO.

Perdana Menteri,
DJUANDA.

Menteri Perindustrian,
F. INKIRIWANG.

Menteri Keuangan,
SUTIKNO SLAMET.

Menteri Luar Negeri,
SUBANDRIO.

Menteri Perdagangan,
SUNARDJO.

Diundangkan

pada tanggal 1958.

Menteri Kehakiman,
G. A. MAENGGOM.

PENDJELASAN UNDANG-UNDANG PENANAMAN MODAL ASING.

Umum.

Untuk memperbesar produksi, memperbaiki tingkat penghidupan rakyat dan untuk memperkembangkan ekonomi nasional jang sehat, Indonesia dengan terus bertambahnja penduduk, untuk sementara waktu masih memerlukan penanaman modal asing, berhubung dengan belum mentjukupinja modal rupiah maupun devisa. Oleh karena baik bagi Indonesia, maupun bagi penanam modal asing adalah penting adanja suatu peraturan penanaman modal asing jang tertentu, maka Pemerintah telah merantjangkan Undang-undang ini. Rantjangan ini merupakan pelaksanaan dari pendirian Pemerintah mengenai penanaman modal asing, sesuai dengan keterangan Pemerintah pada tanggal 9 April 1956 pada Dewan Perwakilan Rakyat, dengan mengingat pula hasil-hasil Musjawarah Nasional Pembangunan tanggal 25 Nopember sampai 4 Desember 1957.

Undang-undang ini berlaku untuk penanaman modal asing sesudah 1 Djanuari 1956. Modal Asing jang ditanam sebelum itu harus disesuaikan dengan Undang-undang ini setelah ditindjau oleh Dewan Penanaman Modal Asing. Penjesuaian ini akan didasarkan atas kebidjaksanaan untuk memelihara dan memperkembangkan kepentingan pembangunan nasional.

Rantjangan ini memuat hal-hal pokok tentang:

1. Organisasi penampungan modal asing
2. lapangan kerdja bagi pengusaha asing
3. tempat kedudukan
4. pemakaian tanah
5. pemakaian tenaga
6. kelonggaran dan djaminan

7. soal transfer.

Oleh karena penundjukan lapangan kerdja bagi pengusaha asing terutama akan menarik perhatian, maka hal ini perlu mendapat pendjelasan lebih landjut.

A. Perlu diketahui, bahwa di Indonesia sebagai akibat politik Pemerintah Hindia-Belanda dahulu, pada saat penjerahan kedaulatan pada achir 1949 keadaan perekonomian di Indonesia adalah sebagai berikut:

1. Lapangan perdagangan internasional (impor dan expor) praktis seluruhnja dikuasai dan diselenggarakan oleh bangsa asing, terutama perusahaan Belanda.
2. Lapangan perindustrian, pertambangan, jang mempergunakan mesin (mechanized) pula praktis seluruhnja ada ditangan asing. Hanja perusahaan-perusahaan ketjil, jang dikerdjakan dengan tangan kepunjaan warga negara Indonesia.
3. Lapangan perkebunan besar jang bekerdja untuk expor bahan mentah jang bermutu tinggi (sepertinja karet kwalitet tinggi), ketjuali beberapa perusahaan negara, dimiliki pula oleh bangsa asing.

Jang ada ditangan rakjat ialah kebun-kebun karet, jang mengeluarkan hasil jang bermutu rendah, dan kebun-kebun kelapa jang menghasilkan kopra.

4. Perdagangan dalam negeri (interinsuler dan perdagangan daerah) dari tingkatan grossir sampai perdagangan detail pada umumnja diselenggarakan oleh golongan penduduk Tiong Hoa, jang sebagian besar setelah penjerahan kedaulatan termasuk golongan warga negara Indonesia.
5. Hasil bahan makanan terutama beras diselenggarakan pada umumnja oleh rakjat dalam bentuk areal perseorangan jang sangat ketjilnja (rata-rata $\frac{1}{3}$ ha seorang).
6. Lapangan transpor, ketjuali kereta api dan telekomunikasi jang

dari djaman Hindia-Belanda dimiliki oleh Pemerintah diselenggarakan dan dimiliki pula oleh bangsa asing misalnja: pelajaran interinsuler dan hubungan dengan negara-negara tetangga (Malaya, Singapore, India, Burma, Hongkong, China, Djepang, Philippina, Australia) diselenggarakan oleh perusahaan asing, dibawah bendera asing.

Perusahaan dipelabuhan-pelabuhan jang sangat vital pula dimiliki asing. Transpor motoris didarat hanja sebagian ketjil sekali kepunjaan bangsa Indonesia ($\pm 5\%$).

B. Berhubung dengan keadaan sebagai tertera dibawah A, maka pada umumnja Pemerintah R.I. menganut politik perekonomian nasional, jaitu politik jang menghendaki keseimbangan diseluruh lapangan ekonomi, terutama lapangan:

1. perdagangan internasional
2. perindustrian
3. perkebunan besar
4. perdagangan dalam negeri

dengan tudjuan supaja bangsa Indonesia mendapat kedudukan jang lajak dan seimbang dalam segala lapangan produksi, sesuai dengan kedudukan negara Indonesia sebagai negara jang merdeka, dimana perekonomian pada pokoknja harus diselenggarakan oleh bangsa sendiri.

C. Politik nasional ini tidak boleh diartikan bahwa Pemerintah (atau tjabang-tjabang Pemerintah) sendiri jang harus mempunjai saham dalam berbagai perusahaan.

Nanti akan didjelaskan dalam lapangan mana Pemerintah bersandar atas pasal 38b dari Undang-undang Dasar Sementara akan ikut bergerak. Dan lapangan ini, terbatas atas perusahaan-perusahaan jang specifik mempunjai sifat-sifat "sosial dan public utilities" jang tidak dapat dipertjajakan seluruhnja kepada usaha partikelir, jang pada umumnja bekerdja dengan tudjuan hanja mentjapai keuntungan materiil sadja.

D. Djika Pemerintah ikut-serta dalam lapangan atau perusahaan yang tidak termasuk golongan yang dimaksudkan sub C. maka itu disebabkan oleh dua hal:

1. Oleh karena perusahaan yang bersangkutan besar pengaruhnya atas perekonomian negara dan/atau besar sekali pengaruhnya atas perkembangan perekonomian selanjutnya dilain-lain lapangan.
2. Oleh karena pada masyarakat Indonesia sedikit sekali tersedia penabungan modal hingga tjabang-tjabang Pemerintah terpaksa ikut-serta dalam sesuatu perusahaan yang olehnya dianggap penting untuk didirikan, dengan maksud supaya kemudian saham-sahamnya diserahkan (didjual) kepada golongan pengusaha partikelir Indonesia.

Djadi keadaan demikian hanya sementara untuk mengatasi keadaan sangat kurangnya modal partikelir pada saat ini.

E. Berdasarkan pertimbangan-pertimbangan tadi maka Pemerintah menentukan pembagian lapangan sebagai dibawah ini:

- I. Perusahaan-perusahaan, yang harus dimiliki oleh Pemerintah (pusat atau daerah). Sampai dimana modal nasional partikelir dapat ikut memiliki perusahaan-perusahaan ini dapat ditentukan oleh Pemerintah.

Golongan ini terbatas atas perusahaan-perusahaan berikut:

1. kereta-api,
2. telekommunikasi,
3. pelajaran dan penerbangan primair dalam negeri,
4. pembangkitan tenaga listrik,
5. irigasi dan air-minum,
6. pabrik mesiu dan sendjata,
7. pembangkitan tenaga atom,
8. pertambangan bahan-bahan vital.

- II. Industri ketjil (small-scale) dan perusahaan-perusahaan lain

jang biasa dikerdjakan oleh bangsa Indonesia tidak terbuka untuk modal asing.

Dewan atas petundjuk-petundjuk Pemerintah akan menetapkan suatu daftar dari industri ketjil dan perusahaan-perusahaan tersebut diatas.

- III. Perusahaan-perusahaan lain jang tidak termasuk golongan I dan II djadi meliputi lapangan jang luas, terbuka untuk modal asing dan dengan sendirinja untuk modal Indonesia. Dalam hal ini perlu diperhatikan bahwa walaupun tidak ada keharusan, Pemerintah ingin sekali melihat adanya kerdja sama antara pengusaha dan modal asing dengan pengusaha dan modal Indonesia, sesuai dengan politik ekonomi nasional sebagai diterangkan diatas.

Terutama dalam lapangan industri, masih besar sekali kemungkinan untuk mendirikan perusahaan-perusahaan baru. Djika pada waktu sekarang suatu djenis barang diimpor dengan djumlah jang besar, baik diusahakan supaja ada perusahaan jang membuat barang itu di Indonesia sendiri, setidak-tidaknja dimulai dengan pendirian assembly-plant. Permintaan izin untuk mengadakan perusahaan demikian akan disambut dengan baik. Pembatasan akan dilakukan untuk mentjegah adanya kebanjakan produksi dalam satu sektor.

Tiap-tiap permintaan pengusaha asing akan diperiksa satu per satu oleh Dewan dengan mengingatkan faktor-faktor tersebut tadi.

Disampingnja itu pula dalam golongan II "Small-scale industries" masih dapat diberikan kesempatan untuk bekerdja bersama dengan pengusaha Indonesia, terutama dengan maksud supaja dari luar ada dorongan untuk menjumbangkan "technical dan managerial knowhow" kepada pihak Indonesia, berupa equipment jang lebih baik dan keahlian.

Dalam hal ini masih dapat diadakan kerdja sama dalam bentuk

istimewa dan kepada pihak asing dapat diberikan beberapa kelonggaran dan ketentuan, misalnja waktu tertentu dalam mana mereka dibolehkan bekerdja.

Walaupun tidak ada keharusan akan sangat dihargai ada kerdja sama antara pengusaha asing dan pengusaha bangsa Indonesia.

Dalam beberapa hal untuk perusahaan jang bersangkutan akan berfaedah pula djika dalam perusahaan itu terdapat orang jang mengetahui keadaan di Indonesia jang dapat memudahkan perhubungan dengan badan-badan Pemerintahan, dunia perdagangan dan masyarakat Indonesia, sehingga merupakan "goodwill" jang berharga dalam penjelenggaraan pertama dan untuk pekerdjaan-pekerdjaan selandjutnja.

Pada achirnja kepada tjalon pengusaha asing diberikan pelbagai keleluasaan (faciliteiten) seperti mengenai peraturan-peraturan imigrasi, hak pemakaian tanah, soal-soal transfer dan sebagainya, jang akan diterangkan lebih landjut dalam pendjelasan pasal demi pasal.

PASAL DEMI PASAL.

Pasal 1: tidak memerlukan pendjelasan.

Pasal 2: telah tjukup diterangkan dalam pendjelasan umum.

Pasal 3: ayat 1: tidak memerlukan pendjelasan.

Ayat 2: „Perdjandjian khusus” harus diartikan bahwa modal asing atau modal partikelir Indonesia boleh digunakan dalam bentuk bantuan (seperti management, technical-assistance dan sebagainya), akan tetapi tidak sampai turut memiliki. Dalam hal-hal yang luar biasa bisa djuga modal tersebut turut sebagai pemilik untuk waktu yang tertentu yang ditetapkan oleh Dewan.

Pasal 4: telah diterangkan dalam pendjelasan umum.

Pasal 5: ayat 1: Didalam hal pimpinan di Indonesia mempunyai hubungan dengan pimpinan diluar, maka pimpinan di Indonesia harus mempunyai kewenangan yang dipandang tjukup oleh Dewan.

Ayat 2: tjukup djelas.

Pasal 6: Hak bangunan diberikan djika:

- a. perusahaan industri yang bersangkutan tergolong perusahaan yang penting perekonomian negara dan
- b. untuk keperluan pembangunan itu ditanamkan modal yang besar.

Hak bangunan itu diberikan oleh Menteri Agraria untuk djangka waktu 20 tahun, dengan kemungkinan mengingat keadaan dan sifat perusahaan untuk diperpanjang. Disini djangka waktu dihitung berdasarkan usia dari bangunan-bangunan dan alat-alat perusahaan. Hak bangunan adalah hak kebendaan, yang mempunyai sifat dan isi yang sama dengan hak opstal menurut Buku II Titel VII Kitab Undang-undang Hukum Perdata Indonesia.

Terhadap hak-bangunan berlaku ketentuan-ketentuan tersebut dalam „Overschrijvingsordonnantie” S. 1834-27. Pemberian hak-bangunan tersebut, disertai dengan sjarat-sjarat untuk mendjamin terwujudnja usaha pembangunan itu didalam waktu yang lajak.

Hak „eigendom” untuk keperluan ini tidak diberikan lagi oleh Negara.

Pasal 7: Kepada perusahaan-perusahaan kebun besar baru akan diberikan hak khusus atas tanah yang diperlukannya, yang disebut: **hak usaha**.

Hak usaha itu diberikan oleh Menteri Agraria untuk jangka waktu paling lama 30 tahun.

Didalam hal yang khusus, berhubung dengan matjam tanaman perusahaan kebun besar yang bersangkutan, hak usaha tersebut dapat diberikan untuk jangka waktu paling lama 40 tahun, umpamanya untuk perkebunan kelapa sawit. Perpendjangan dalam hal yang khusus dapat diberikan pada pemberian izin, seperti dalam hal kelapa sawit. Hak usaha itu adalah hak-kebendaan, yang berisi hak untuk melakukan segala tindakan-tindakan mengenai tanah, selama tindakan-tindakan itu ditudjukan untuk mengusahakan atau menggunakan tanah tersebut bagi kepentingan yang langsung bertalian dengan pelaksanaan perusahaan kebun besar yang bersangkutan.

Hak usaha itu meliputi juga gedung-gedung dan bangunan-bangunan yang oleh pemegang hak didirikan atas bidang tanah itu, demikian juga tanaman-tanaman yang ditanam olehnya diatas tanah tersebut. Pada waktu berakhirnya hak, bekas pemegangnya berhak membongkar gedung-gedung, bangunan-bangunan dan tanaman-tanaman diatasnya ketjuali djika dalam keputusan pemberiannya ditetapkan lain.

Hak usaha tersebut dapat dipindahkan setelah memperoleh izin Menteri Agraria.

Hak usaha itu dapat dibebani dengan hypotheek.

Terhadap hak usaha itu berlaku ketentuan-ketentuan tersebut dalam „Overschrijvingsordonnantie” S. 1834-27.

Hak usaha tersebut diatas hanya diberikan kepada perusahaan-perusahaan kebun besar, yang mempunyai arti sosial-ekonomis yang

penting bagi kesedjahteraan Negara dan rakjat Indonesia.

Jang dimaksudkan dengan perusahaan kebun besar tersebut pada pasal ini ialah perusahaan pertanian, jang:

- a. menghasilkan bahan-bahan expor jang tinggi nilainja, jang akan ditentukan lebih landjut oleh Menteri Pertanian.
- b. memerlukan penanaman modal jang besar, ditinjau dari sudut perimbangan antara djumlah modal dan luas tanah jang diberikan dengan hak usaha itu.

Hak usaha hanja diberikan kepada perusahaan-perusahaan kebun besar asing, jang ketjuali harus memenuhi sjarat-sjarat sosial-ekonomis, djuga harus memenuhi sjarat-sjarat tehnis.

Perusahaan-perusahaan kebun besar asing jang hak erfpacht atau hak konsesinja sudah atau hampir habis waktunja, djika menghendaki akan melangsungkan usahanja, diberi kesempatan untuk mengadjakan permintaan kepada Menteri Agraria agar haknja itu diganti dengan hak usaha, dengan sjarat-sjarat jang berlaku untuk perusahaan jang sama sifatnja.

Kepada perusahaan-perusahaan kebun besar baru hanja akan diberikan hak usahanja atas tanah didaerah-daerah jang belum dinjatakan tertutup untuk pemberian hak itu.

Pasal 8: tidak memerlukan pendjelasan.

Pasal 9: Karena ketiga hak ini merupakan hak baru, maka perlu segalanja diatur dengan undang-undang tersendiri.

Pasal 10: ajat 1: Pada dasarnja semua tenaga harus terdiri dari bangsa Indonesia. Hanja djika tenaga Indonesia tidak tersedia barulah boleh dipakai tenaga asing.

Selanjutnja dianggap lajak bahwa didalam perusahaan asing itu ada sedikitnja seorang bangsa asing jang mewakili kepentingan modalnja.

Ajat 2, 3, dan 4: tjukup djelas.

Pasal 11: tjukup djelas.

Pasal 12: tjukup djelas.

Pasal 13: tjukup djelas.

Pasal 14: Pasal ini memberi ketegasan tentang arti modal asing.

Pasal 15: tjukup djelas.

Pasal 16 dan 17: Djika modal asing seluruhnja telah ditransfer (direpatriasi) maka perusahaan tidak berhak lagi untuk transfer keuntungan keluar. Dalam hal ini modal jang masih terdapat dalam perusahaan dianggap sebagai modal Indonesia (domestic capital).

Pasal 18: Karena kebidjaksanaan Dewan Penanaman Modal Asing mengikat Pemerintah seluruhnja, maka diusulkan agar Dewan tersebut terdiri dari beberapa menteri jang erat hubungannya dengan masalah penanaman modal asing. Disamping itu dianggap perlu pula untuk menundjuk sebagai anggota Direktur Djenderal Biro Perantjang Negara dan Gubernur Bank Indonesia.

Pasal 19: tjukup djelas.

Pasal 20: Dengan pasal ini dimaksudkan supaja dapat diberikan pelbagai hak tanah sebelumnja undang-undang baru ditetapkan, pula supaja dimana perlu beberapa perusahaan jang telah ada dan hak-haknja sudah/hampir habis dapat diberikan perpandjangan hak.

Pasal 21: tidak memerlukan pendjelasan.

監 修
大 原 栄 一

東南アジア経済関係法令集
— インドネシア —

昭和35年3月31日発行

編集兼発行者 社団法人 ア ジ ア 協 会

発 行 所 社団法人 ア ジ ア 協 会

東京都港区赤坂新坂町38
電話 (408) 4261 (代表) ~ 8

非売品

